

財 政 健 全 化 方 策

(案)

平成8年8月

大 阪 府



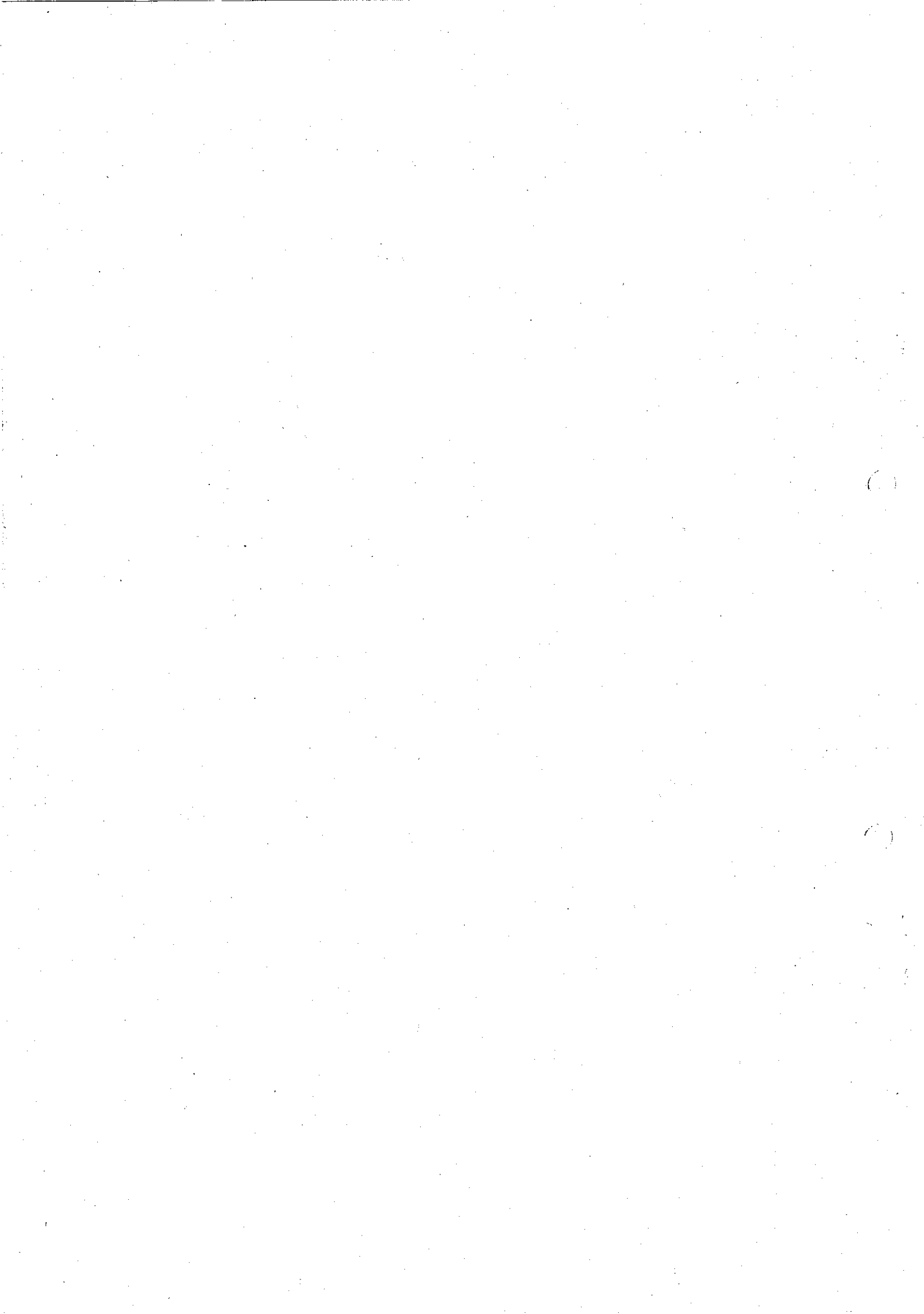
財政健全化方策（案）目次

— はじめに —

I 大阪府財政の現状	P 1
1 歳出と府税収入の格差が大幅に拡大	P 1
2 歳出の推移	P 2
3 過去の財源対策	P 3
4 限界に近づいた財政の対応力	P 4
5 急増する府債の残高（8年度末見込で約3兆円）	P 5
6 100を突破した経常収支比率（全都道府県中ワースト1）	P 6
7 他の大都市圏の状況	P 7
(1) 決算額の推移	
(2) 経常収支比率の推移	
II 財政悪化の要因	P 9
II-(1) 税収構造とその課題	P 10
1 不安定かつ回復力の弱い税収構造	P 10
2 産業構造からみた税収の課題	P 11
II-(2) 歳出増加の要因	P 14
1 職員の高齢化に伴う人件費の増加	P 14
2 制度改正に伴う扶助費の増加	P 16
3 今後の増加が懸念される公債費	P 16
4 税制改正等に伴う準義務的経費の増加	P 17
5 積極的社会資本整備の推進	P 18
(1) 投資的経費（公共）	
(2) 投資的経費（単独）	
6 一般施策経費	P 20
(1) 景気対策融資の拡大に伴う貸付金の増加	
(2) その他一般施策	

II-(3) 地方税財政制度の現状と課題	P 2 3
1 地方税制の現状と課題	P 2 3
(1) 国と地方の税源配分と歳出の乖離	
(2) 所得・消費・資産等に対する課税のバランスの欠如	
(3) 不安定な税収動向	
2 地方交付税制度の現状と課題	P 2 6
(1) 地方財政計画	
(2) 地方交付税制度	
3 国庫補助負担金の現状と課題	P 2 9
(1) 財政力による国庫負担金等の削減問題	
(2) 国庫補助金の一般財源化	
(3) 国庫補助負担金の超過負担	
III 中期的な財政見通し	P 3 3
1 財政収支の見通し	P 3 3
IV 財政健全化に向けた基本的な考え方	P 3 7
1 府財政運営における取り組みの基本的な考え方	P 3 7
2 地方税財政制度の改革に向けた取り組みの必要性	P 3 9
V 府財政運営において取り組むべき方策	P 4 1
V-(1) 歳入確保に向けた取り組み	P 4 1
1 税源の涵養に向けて	P 4 1
2 府税収入の確保に向けた取り組み	P 4 3
(1) 課税部門において	
(2) 納税部門において	
3 使用料・手数料について	P 4 4
(1) 改定を実施するもの	
(2) あり方を検討するもの	
(3) 消費税率の引き上げへの対応について	
4 不用土地の売払いの推進	P 4 5

V-(2) 歳出抑制に向けた取り組み	P 4 6
1 人件費抑制に向けた取り組み方策	-----	P 4 6
(1) 定数抑制		
(2) 給与管理		
2 施策の抜本的な見直し	-----	P 4 8
(1) 基本的な考え方		
(2) 主要事務事業の見直しについて		
(3) シーリング等について		
3 府債活用のあり方	-----	P 5 8
(1) 府債発行の適正化		
(2) 減債基金のあり方		
4 主要プロジェクトの取り扱い	-----	P 5 9
VI 地方税財政制度の改革に向けた取り組み	P 6 1
1 地方税制	-----	P 6 1
(1) 地方分権にふさわしい地方税制の確立		
(2) 法人課税の充実		
(3) 非課税等特別措置の見直し		
2 地方交付税制度	-----	P 6 2
(1) 地方財政計画の充実と地方交付税総額の拡充		
(2) 地方交付税制度の改善		
3 国庫補助負担金について	-----	P 6 3
(1) 財政力による国庫負担金等の削減		
(2) 国庫補助金の一般財源化		
(3) 国庫補助負担金の超過負担		
4 地方債制度の改善	-----	P 6 4



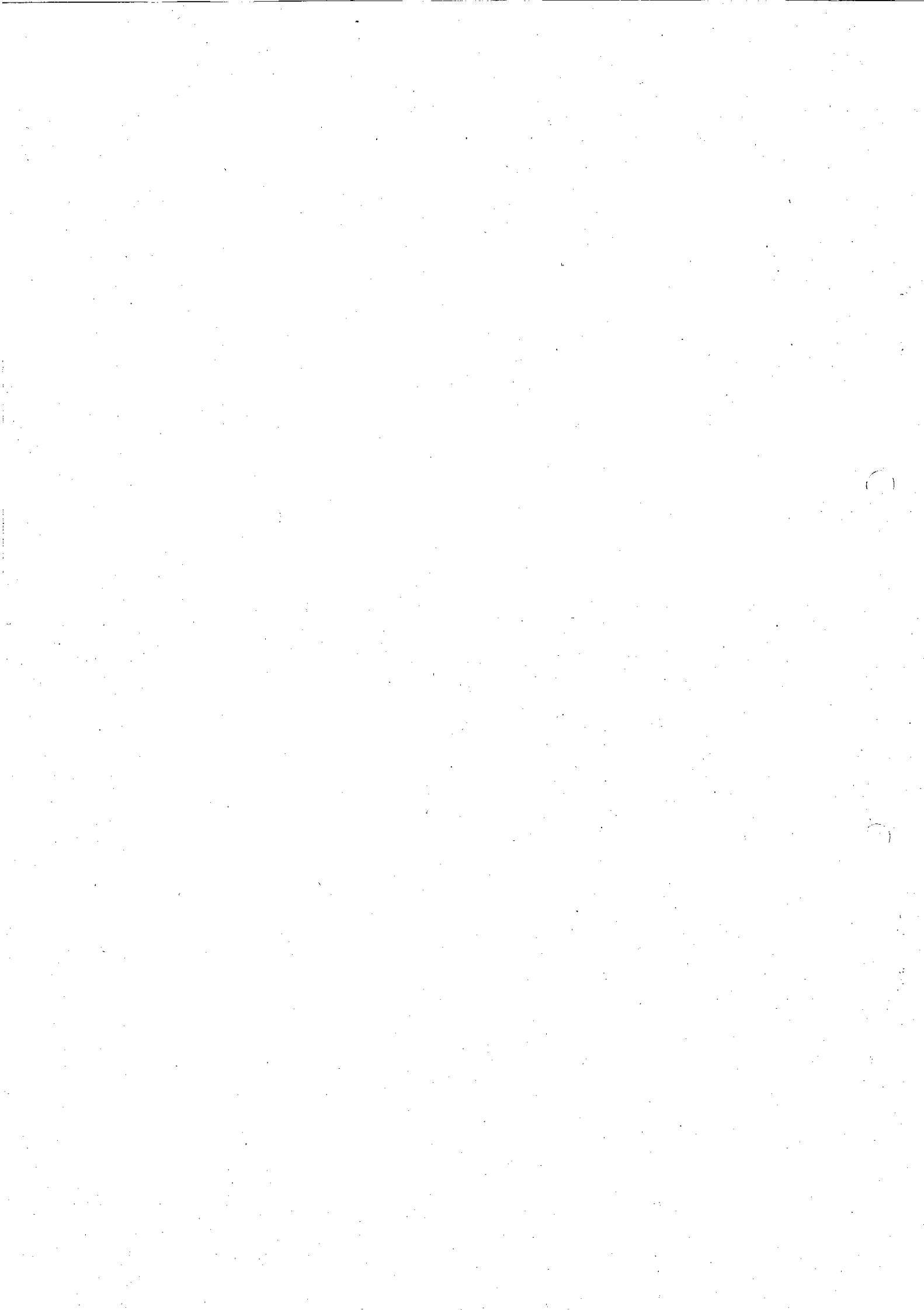
— はじめに —

府財政は、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響を受け、大きな危機を迎えている。

今後も厳しい財政状況が続くと見込まれるなかで、「すべての府民を大切にする大阪づくり」を基本に、府民ニーズに的確に対応した府政を推進するためには、何よりもまず、厳しい財政状況からの脱却と健全な財政運営に全力をあげて取り組むことが必要である。

このため、平成11年度までの財政収支の試算とあわせて、財政健全化への取り組み方策を「財政健全化方策（案）」として取りまとめ、府議会をはじめ府民の皆様にお示しすることとした。

今後、府議会をはじめ関係者のご意見を賜りながら、内容を深め、来年度以降の財政運営に反映していくものとする。



I 大阪府財政の現状

1 歳出と府税収入の格差が大幅に拡大

平成8年度当初予算の府税収入は、過去最高額を示した平成2年度決算額の72%（9年前の昭和62年度の決算額を下回る水準）にとどまっている。特に、府税収入の大宗を占める法人二税は、平成元年度決算額の57%（12年前の昭和59年度決算額並みの水準）にまで落ち込んでいる。

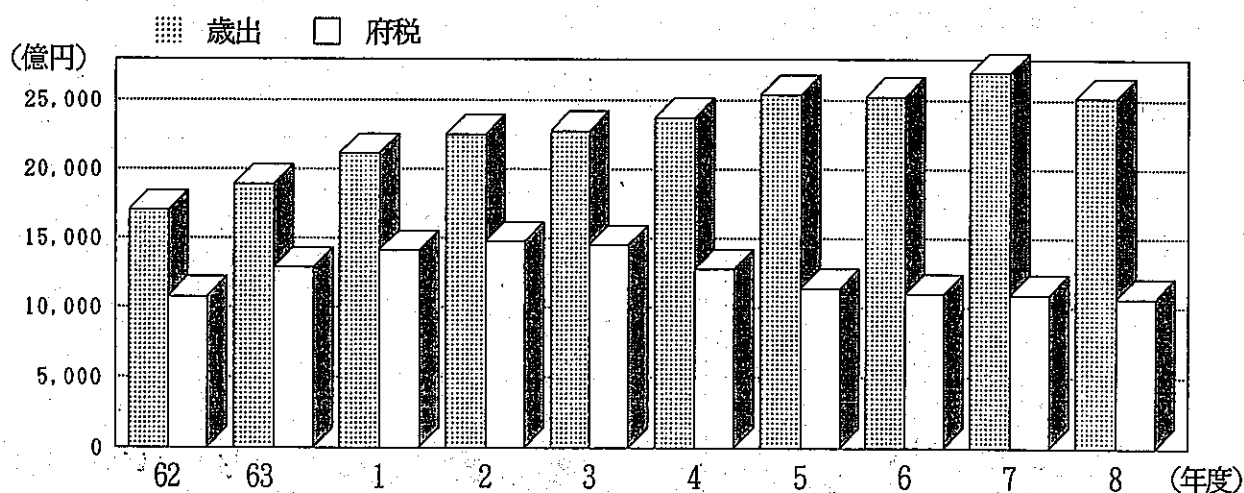
一方、歳出は、増加傾向で推移してきており、その結果、歳出と府税収入の格差は昭和63年度において約6千億円であったものが、平成8年度当初予算では2倍以上の1兆4千億円を超える規模に拡大している。

歳出と府税収入の推移（一般会計決算）

（単位：億円）

	62	63	元	2	3	4	5	6	7決見	8当初	8-62
歳出総額 A	16,996	18,880	21,095	22,509	22,756	23,736	25,401	25,263	27,022	25,184	8,188
府税収入 B	10,759	12,863	14,075	14,731	14,508	12,757	11,369	10,976	10,930	10,650	-109 (-4,081)
うち 法人二税	6,060	7,538	8,351	7,982	7,603	6,361	5,152	4,748	4,554	4,736	-1,324 (-3,615)
A-B	6,237	6,017	7,020	7,778	8,248	10,979	14,032	14,287	16,092	14,534	

注：下段（ ）書は、ピーク時と8年度当初予算との差額である。



2 歳出の推移

歳出の推移を性質別にみると、人件費や公債費などの義務的経費の伸びに比較して、単独の投資的経費が高い伸びとなっている。これは、数次にわたる景気対策や関西国際空港関連整備によるものが大きな要因となっている。また、貸付金は融資目標額の増額により、伸び率が高くなっている。

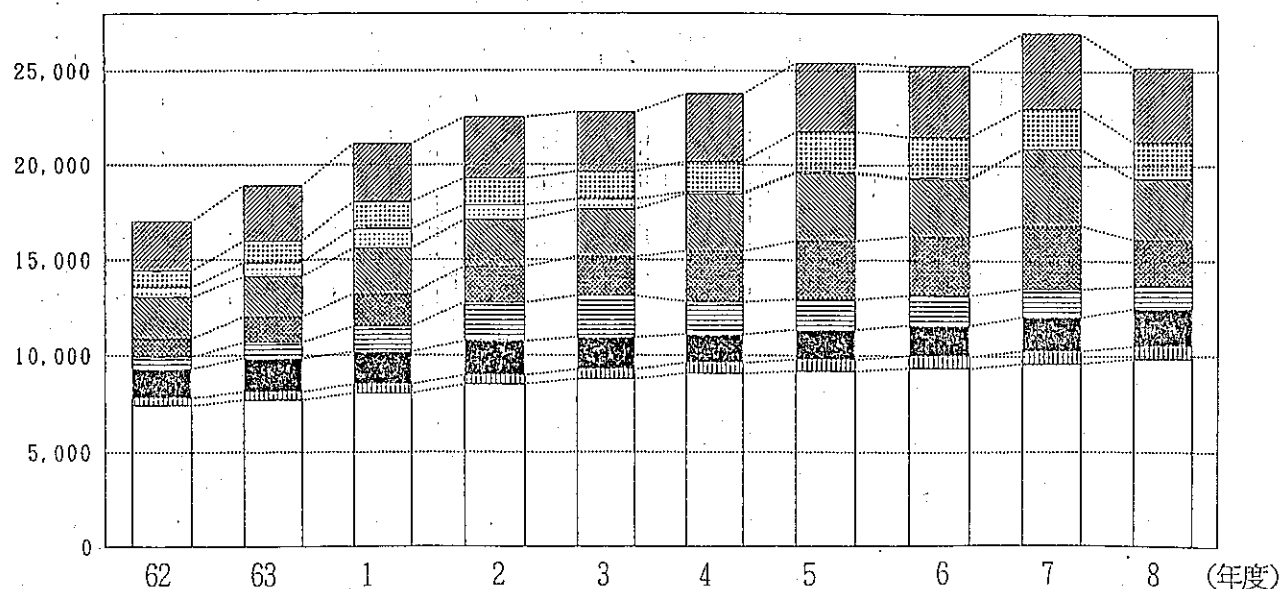
性質別歳出額の推移

(単位：億円、%)

	62	63	元	2	3	4	5	6	7決見	8当初	8/62
義務的経費	9,333	9,836	10,171	10,729	10,927	11,095	11,359	11,606	12,071	12,511	134.1
人件費	7,389	7,682	8,023	8,475	8,771	9,069	9,204	9,364	9,612	9,841	133.2
扶助費	400	424	452	483	506	542	573	617	654	659	164.8
公債費	1,544	1,730	1,696	1,771	1,650	1,484	1,582	1,625	1,805	2,011	130.2
準義務的経費	570	837	1,325	2,019	2,179	1,719	1,569	1,564	1,456	1,181	207.1
投資的経費	3,129	3,433	4,074	4,327	4,519	5,631	6,626	6,079	7,328	5,605	179.1
公共	2,155	2,093	2,372	2,447	2,493	2,991	3,570	3,000	4,028	3,187	147.9
単独	974	1,340	1,702	1,880	2,026	2,640	3,056	3,079	3,300	2,418	248.3
一般施策経費	3,964	4,774	5,525	5,434	5,131	5,291	5,847	6,014	6,167	5,887	148.5
基金積立	531	724	1,038	795	549	112	104	94	68	43	8.1
貸付金	864	1,128	1,440	1,395	1,447	1,599	2,082	2,122	2,093	1,901	220.0
その他	2,569	2,922	3,047	3,244	3,135	3,580	3,661	3,798	4,006	3,943	153.5
歳出合計	16,996	18,880	21,095	22,509	22,756	23,736	25,401	25,263	27,022	25,184	142.1
府税収入	10,759	12,863	14,075	14,731	14,508	12,757	11,369	10,976	10,930	10,650	99.0

注：準義務的経費は、税関連の交付金、還付金、精算金及び府有資産所在市町村交付金である。

(億円) □ 人件費 ▨ 扶助費 ▩ 公債費 ≡ 準義務 ▩ 建設単独 ▨ 建設公共
 ▨ 基金積立金 ▨ 貸付金 ▨ その他



3 過去の財源対策

本府では、府税収入が好調であった時期に減債基金や公共施設等整備基金の積立てを行ってきた。

過去の基金積立額 (単位：億円)

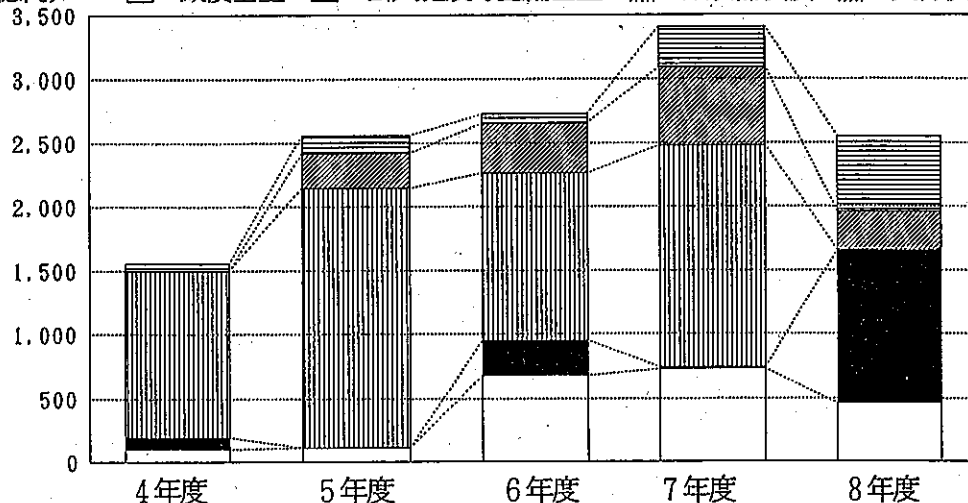
		62	63	元	2	3
減債基金	積立額	50	100	568	608	305
	残高	295	395	963	1,571	1,876
公共施設等 整備基金	積立額	483	426	200	160	105
	残高	554	980	1,180	1,340	1,445
合計	残高	849	1,375	2,143	2,911	3,321

平成4年度からは、府税収入の低迷により多額の財源対策が必要になり、過去に積み立てた基金の活用や貸付金の償還といった臨時的財源と後年度負担を伴う府債を増発して、財源不足を補填してきた。

過去の財源対策 (単位：億円)

	4	5	6	7決見	8当初
減債基金取崩し	103	115	680	729	463
公共施設等整備基金取崩し等	97	1	273	15	1,194
減収補填債発行	1,300	2,033	1,312	1,738	
地方交付税		272	391	607	300
その他	57	141	73	319	600
計	1,557	2,562	2,729	3,408	2,557

(億円) □ 減債基金 ■ 公共施設等整備基金 |||| 減収補填債 // 交付税 ≡ その他

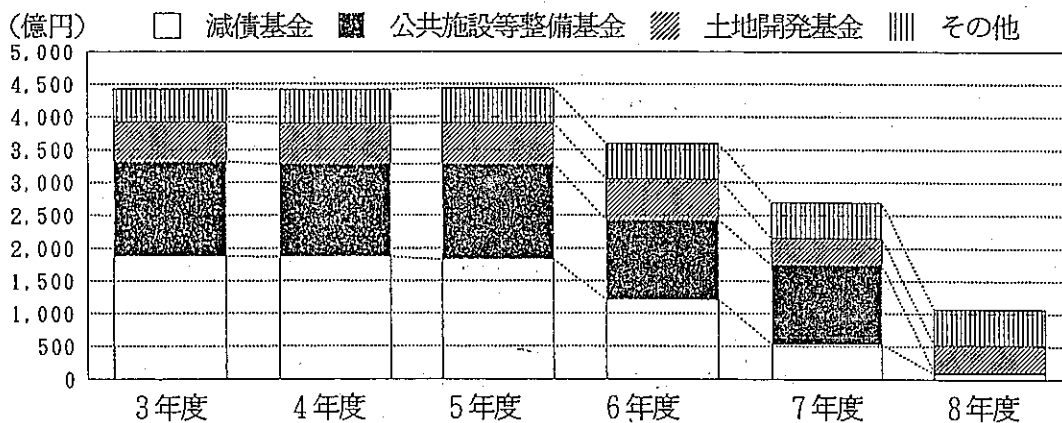


以上のように、歳出と府税収入の格差の拡大に対しては、財政の対応力を最大限に活用し、各種基金の取り崩しを行うとともに、府債を積極的に発行し、対応してきた。この結果、かつては4,400億円あった基金も底をつく状態となっている。特に、減債基金と公共施設等整備基金は財源対策として多額の活用を行ってきた結果、平成8年度末の残高見込は平成3年度の約30分の1の114億円となっている。

底をつく基金（基金残高の推移）

（単位：億円）

	3	4	5	6	7決見	8見込	備考
減債基金	1,876	1,872	1,831	1,215	535	93	満期一括償還分等
公共施設等整備基金	1,445	1,412	1,455	1,212	1,211	21	残高には運用金(1,032)を含まない
小計	3,321	3,284	3,286	2,427	1,746	114	
土地開発基金	599	616	625	629	411	413	現金残高 127億円
その他の基金	510	516	526	542	541	539	
合計	4,430	4,416	4,437	3,598	2,698	1,066	



5 急増する府債の残高 —— 8年度末見込で約3兆円。

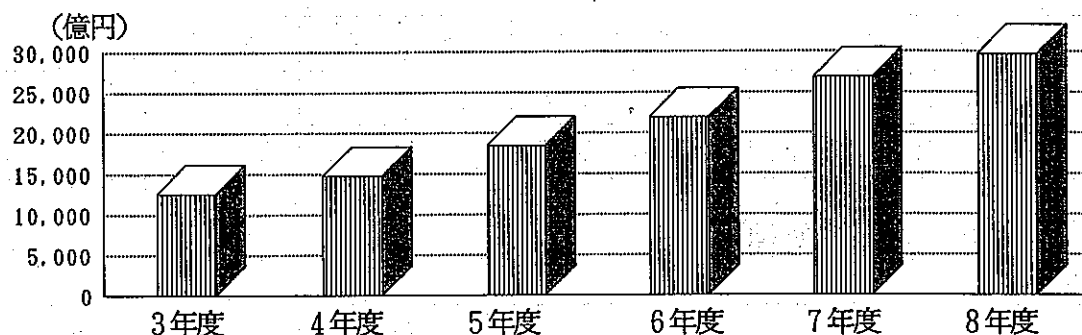
また、府債残高も近年急激に増加し、平成3年度からの5年間で2.4倍に膨らんでおり、将来の公債費の増加による財政の圧迫が懸念される状況となっている。

府債の残高等の推移

(単位：億円)

	3	4	5	6	7決見	8当初
府債発行額(NTT債除く)	881	2,866	4,416	4,100	5,557	3,421
府債残高(NTT債除く) A	12,560	14,749	18,466	21,932	26,874	29,679
公債費 B	1,650	1,484	1,582	1,625	1,805	2,011
府税収入等 C	13,259	11,907	10,603	10,178	10,198	10,182
A/C (%)	94.7	123.9	174.2	215.5	263.5	291.5
B/C (%)	12.4	12.5	14.9	16.0	17.7	19.8

注：府税収入等は、(府税収入+譲与税+利子割精算金収入) - (税関連の交付金、精算金、還付金)である。



	3年度末	8年度末見込	伸び
府債残高(NTT債除く)	1兆2560億円	2兆9679億円	2.4倍
国債残高	171兆6473億円	約240兆円	約1.4倍
地方債残高(NTT債除く)	54兆8647億円	100兆1666億円	1.8倍

6 100を突破した経常収支比率（全都道府県中ワースト1）

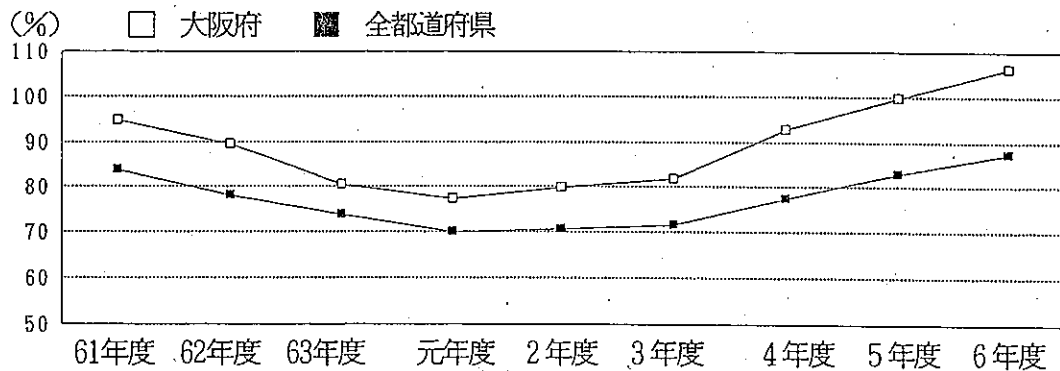
経常収支比率とは、地方税、地方譲与税、地方交付税などの経常的な収入に対する人件費、公債費等の義務的経費や、私学助成、老人医療費公費負担事業などの補助費等毎年経常的に支出される経費の割合で、財政構造の弾力性すなわち臨時の財政需要に対する経常的な財源の余裕を示す指標となっており、通常70～80％程度が適正とされている。

経常収支比率が100％を越すことは、経常的な支出に対し収入が不足することを示しており、収支均衡するためには経常収入の不足額を減債基金の取崩しなどの臨時的な収入で補てんするか、経常収入の不足額相当を経常的な経費の削減などにより対応することが必要となる。

なお、本府では、平成6年度及び7年度において経常収支比率が100％を越しているにもかかわらず、普通会計の実質収支が平成6年度で約57億円、7年度で約34億円の黒字となっているが、これは財源対策として減債基金の取崩しなど（平成6年度で753億円、7年度で1,047億円）を行ったことによるものであり、仮にこれらがなかった場合には、多額の赤字が発生していたことになる。

経常収支比率の推移

	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7見込
大阪府	94.8	89.5	80.5	77.3	79.8	81.8	92.8	99.8	106.2	108.9
全都道府県	83.8	78.1	73.8	70.0	70.7	71.6	77.4	83.0	87.4	—



平成6年度・7年度の実質収支と財源対策

(単位：億円)

	実質収支 (A)	財 源 対 策			財源対策を除く 実質的な収支 (A) - (D)	
		基金崩し(B)	貸付基金(C)	計(D)		
6年度	一般会計	62	680	73	753	△ 691
	普通会計	57				△ 696
7年度	一般会計	42	952	95	1,047	△ 1,005
	普通会計	34				△ 1,013

7 他の大都市圏の状況

バブル経済崩壊後の大幅な税収減、それを地方債の増発や基金の取り崩して補わざるを得なかった状況は、他の大都市圏でも共通しており、地方債残高が大幅に伸びる一方で、基金が底をつくこととなっている。

(1) 決算額の推移（一般会計ベース）

○東京都

（単位：億円）

		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
歳出総額		66,350	68,712	69,448	65,803	68,008	68,650
地方税		48,494	43,768	40,572	38,601	39,887	40,413
うち 法人二税		23,979	19,312	16,254	14,356	14,464	15,283
地方債	発行額	2,266	7,815	10,585	8,040	9,116	8,049
	年度末現在高	16,941	23,710	33,402	40,627	48,969	56,277
年度末基金残高	減債基金	1,150	1,231	1,273	649	684	1,106
	財政調整基金	1,634	1,762	1,821	2,108	1,546	0

○神奈川県

（単位：億円）

		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
歳出総額		16,322	17,368	18,039	18,524	18,186	17,154
地方税		10,931	9,909	9,210	8,866	9,174	9,543
うち 法人二税		4,810	3,806	3,224	2,996	3,056	3,318
地方債	発行額	921	2,498	3,115	3,561	2,922	2,227
	年度末現在高	5,963	7,789	9,943	12,679	14,839	16,907
年度末基金残高	減債基金	403	282	181	185	27	17
	財政調整基金	278	289	7	1	1	1

○愛知県

（単位：億円）

		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
歳出総額		18,461	19,601	21,228	21,200	21,605	21,243
地方税		11,465	10,588	9,552	9,209	9,429	9,580
うち 法人二税		5,937	5,038	4,128	3,726	3,848	4,184
地方債	発行額	1,390	2,988	3,647	3,160	3,705	3,543
	年度末現在高	10,192	12,130	14,587	16,843	19,648	21,783
年度末基金残高	減債基金	1,548	1,824	1,388	494	98	39
	財政調整基金	147	155	161	55	2	0

注1：7年度は決算見込み（愛知県は最終予算）、8年度は当初予算ベース。

注2：地方債発行額・年度末現在高は、NTT債を除く。

(2) 経常収支比率の推移 (普通会計)

(単位：%)

	62	63	元	2	3	4	5	6	7
東京都	71.8	68.5	68.0	72.5	73.7	81.5	87.6	94.8	96.3
神奈川県	84.4	75.6	76.5	76.3	78.2	90.1	96.6	104.3	103.0
愛知県	86.1	75.0	75.7	74.4	79.2	88.8	98.4	103.4	102.0
大阪府	89.5	80.5	77.3	79.8	81.8	92.8	99.8	106.2	108.9

II 財政悪化の要因

本府の財政が大きな危機を迎えた直接の引き金は、府税収入が過去最高額であった平成2年度に比べ、約4,000億円落ち込み、昭和62年度の税収実績額程度になったことにある。

このような状況の中で、歳出面においては、都道府県行政の重要部分を占める小・中・高等学校の教員などの人件費が現行地方公務員制度の中で昭和62年度に比べ平成8年度では約2,500億円もの増となっている。

また、景気対策の観点から増額を続けてきた投資的経費も、約2,500億円増となっており、これが公債費の急激な増加をもたらしつつある。

一般施策経費についても府民ニーズに積極的に対応してきた結果、増加を続けてきた。

これら歳出の増加については、府税収入の回復に期待しつつ、3,000億円を超える基金の取り崩し等で対応してきたが、税収の低迷は予想以上に長引き、現在は基金も底をつく状況となっている。

また、現行の地方財政制度は、必ずしも、本府をはじめとする大都市圏特有の財政需要を十分反映したものとなっていない。

これらの事情があいまって、本府財政は極めて困難な状況に直面している。

Ⅱ 一(1) 税収構造とその課題

1 不安定かつ回復力の弱い税収構造

大阪府の税収構造は、全国と比較して、景気変動の影響を受けやすい法人二税のウェイトが高く、バブル経済崩壊後の景気後退の影響を大きく受けている。

また、東京都、神奈川県、愛知県などの主要府県は、平成7年度には税収の回復傾向が見られるが、大阪府では主要府県に比べ回復が遅れている。

府県税収に占める法人二税の割合の推移

(単位：%)

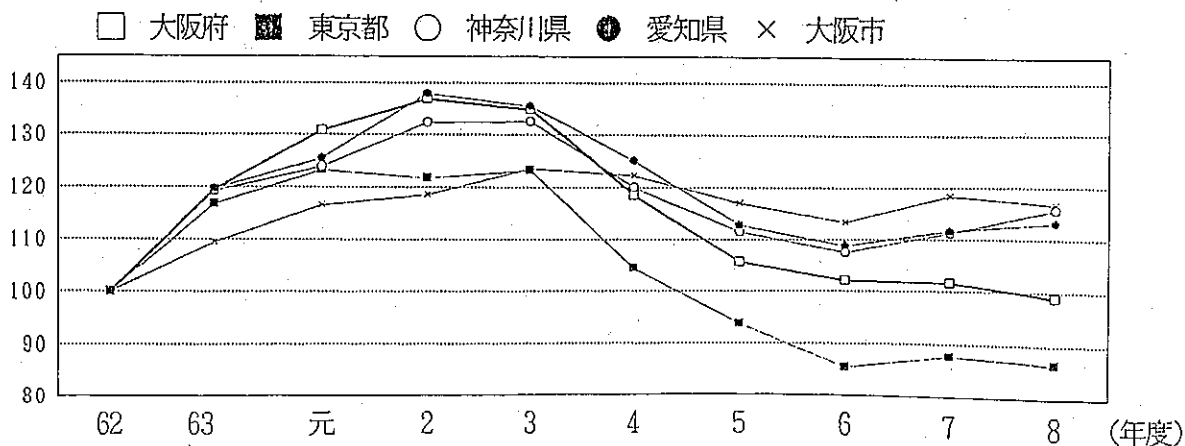
年度	昭和50	昭和60	平成2	平成7	平成8
大阪府	54.3	55.6	54.2	41.7	44.5
全国	44.0	45.7	46.7	35.6	38.7

注：平成7年度は最終予算、平成8年度は当初予算による。

主要府県等の税収の推移（昭和62年度=100）

年度	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
大阪府	100.0	119.5	130.8	136.9	134.8	118.6	105.7	102.0	101.6	99.0
東京都	100.0	116.8	123.2	121.7	123.2	104.4	93.8	85.5	87.7	86.5
神奈川県	100.0	119.2	123.9	132.3	132.5	120.1	111.6	107.5	111.2	115.7
愛知県	100.0	119.7	125.5	137.9	135.5	125.1	112.9	108.8	111.7	113.2
大阪市	100.0	109.5	116.6	118.6	123.6	122.3	117.1	113.4	118.4	116.7

注：平成7年度は決算見込、平成8年度は当初予算による。



2 産業構造からみた税収の課題

大阪経済は、中長期的にみると、その成長率は全国や主要府県を下回っており、全国に占めるシェアが低下している。

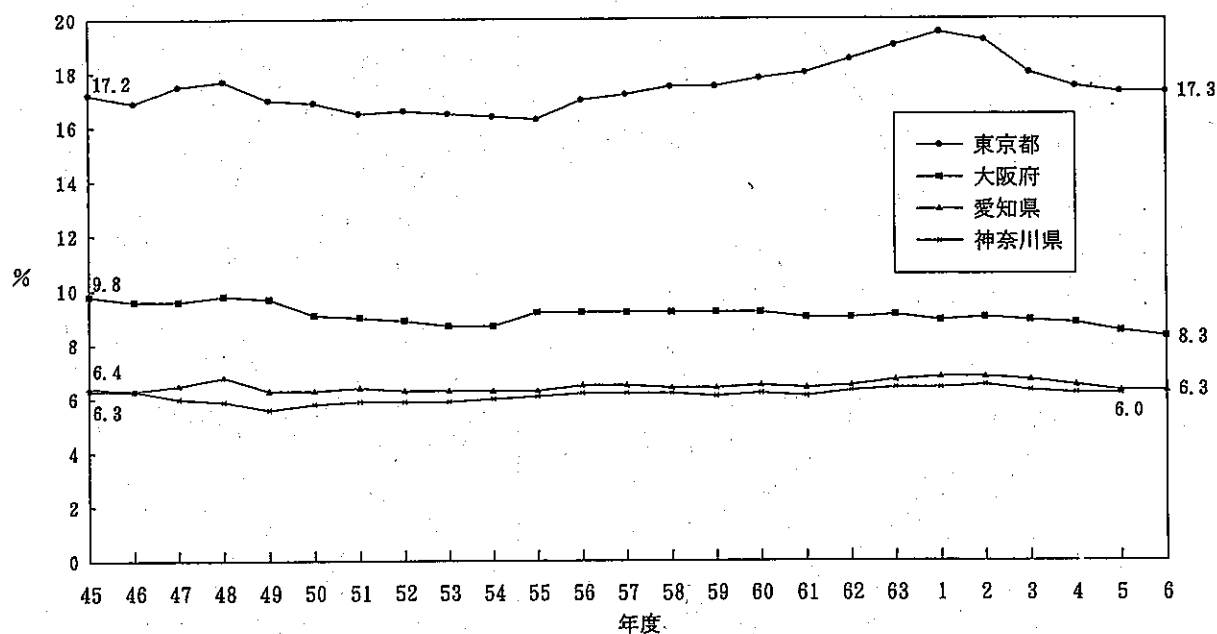
平成6年度名目県内総生産の推移

(昭和49年度=100)

大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	全国
301	354	376	349	346

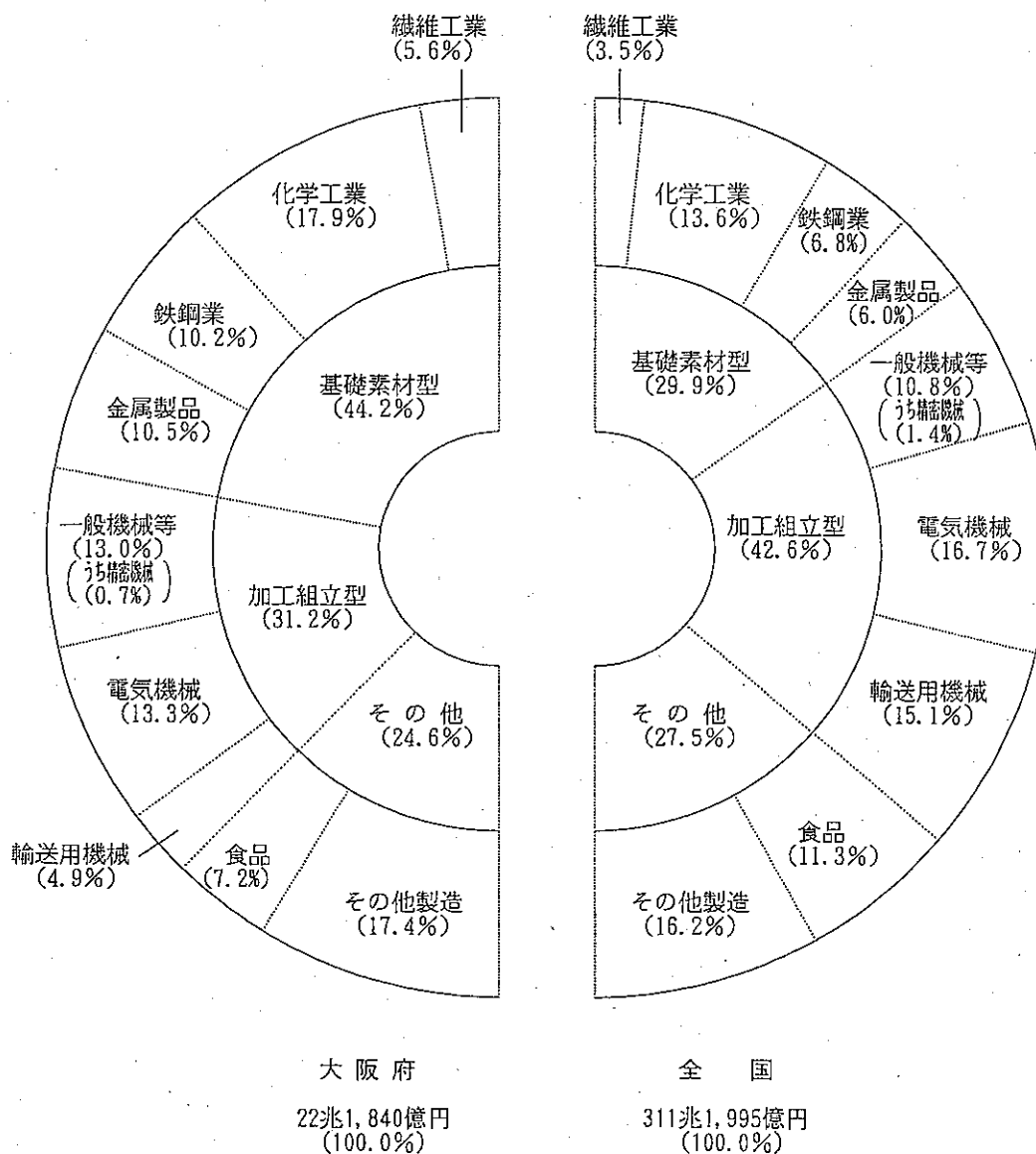
注：神奈川県は平成5年度の値である。

主要府県の県内総生産の全国シェアの推移



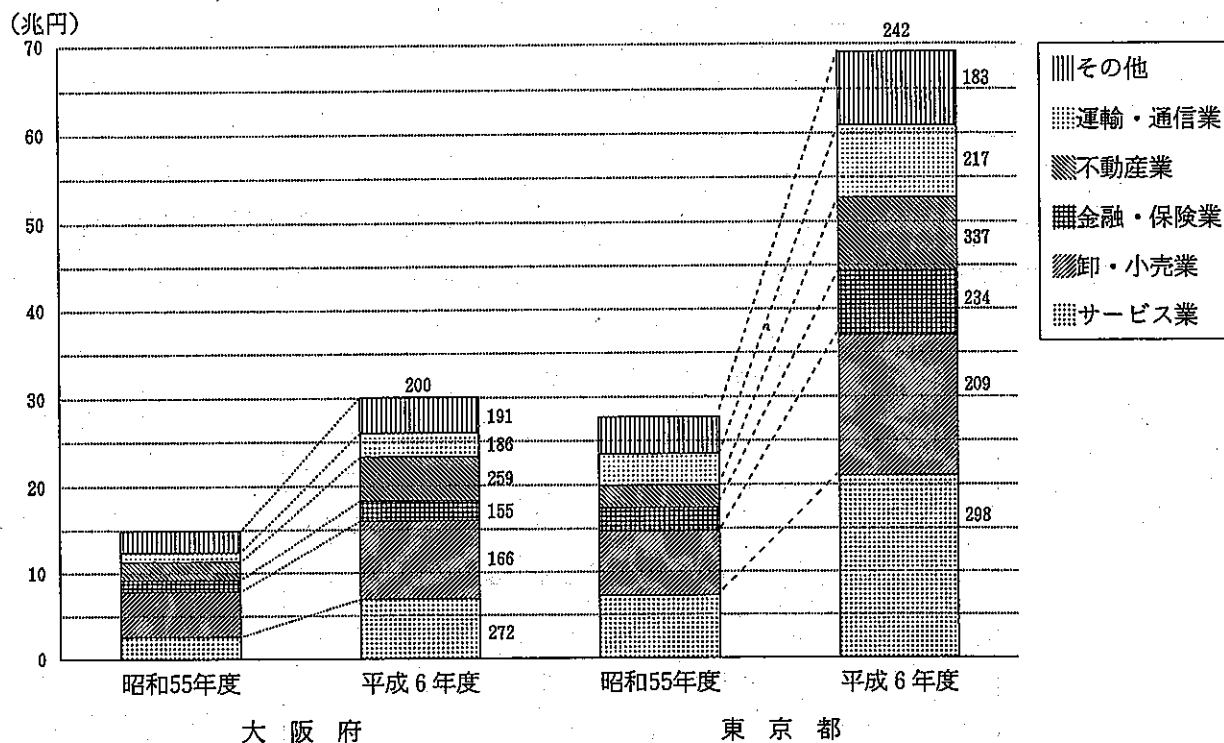
これを産業構造の面からみると、製造業では、大阪府は、全国に比べて旧来型の基礎素材型産業のウエイトが高く、また、高度経済成長期後のわが国経済を牽引してきた加工組立型工業についても、電気機械・一般機械をはじめ幅広い業種が存在しているが、愛知県の輸送用機械（自動車関連産業）や神奈川県電気機械（コンピュータ関連産業）のような飛躍的に伸びた業種がみられず、これが大阪府の製造品出荷額の全国シェアの低下傾向（S50：9.7% → H5：7.2%）として現れている。

製造業業種別出荷額構成比（平成5年度）



また、非製造業においても、商都大阪を支えてきた卸売業の販売額の全国シェアが低下してきていること（S43：21.9% → H6：14.5%）に加え、非製造業のうちウエイトが大きいサービス業についても東京都に比べ伸びが小さく、特に付加価値の高い情報サービス分野等において格差が現れている。（サービス業全従業者数に占める情報サービス等従業者数の割合 H6：大阪府36.2%、東京都44.4%）

第3次産業の業種別県内総生産



* 表中の平成6年度に付した数値は、昭和55年度を100とした場合の伸びである。

このような産業構造の転換の遅れが、中長期的にみた場合、法人二税を中心とした府税収入低迷の原因となっている。

II (2) 歳出増加の要因

1 職員の高齢化に伴う人件費の増加

昭和62年度決算と平成8年度当初予算の人件費（歳出総額に占める割合39.1%）を比較すると、金額で2,452億円、率にして33.2%の伸びとなっている。

（単位：億円、%）

	62決算	8当初	増加額	8/62
人件費	7,389	9,841	2,452	133.2

これを職員数の面からみてみると、警察部門は関西国際空港に備えた警察官の増員などにより増加が見られる。一方、教育部門は児童・生徒数の減少に伴い減少しており、その結果、合計で7.6%の減少となっている。

職員数の比較（条例定数）
（単位：人、%）

	62	8	増減	8/62
一般行政部門	11,278	11,278	-	100.0
教育部門	69,341	60,977	▲ 8,364	87.9
警察部門	20,338	21,075	737	103.6
合計	100,957	93,330	▲ 7,627	92.4
参考：公営企業会計等	4,754	5,024	270	105.7
総計	105,711	98,354	▲ 7,357	93.0

また、職員の平均年齢は、昭和62年度から平成7年度までの間に職員全体で4歳上昇している。職種別に見ると、一般行政職に比べ教職員や警察官の高齢化が目立っている。

職員の平均年齢の比較
（単位：%）

	62.4.1	7.4.1	上昇年齢	7/62
一般行政職	36歳 6月	39歳 3月	2歳 9月	107.5
小・中学校教員	38歳 1月	42歳 7月	4歳 6月	111.8
高等学校教員	37歳 3月	42歳 2月	4歳11月	113.2
警察官	35歳 2月	40歳 3月	5歳 1月	114.5
全体	37歳 5月	41歳 5月	4歳 0月	110.7

注：給与実態調査による。

職員の平均年齢の上昇は、職員一人当たりの給料月額を人事委員会勧告上昇率以上に押し上げる要因となっており、このことが人件費増加の最大の原因となっていると考えられる。

職員一人当たり給料月額の比較
(単位：千円、%)

	62.4.1	7.4.1	増減額	7/62
一般行政職	239.0	328.7	89.7	137.5
小・中学校教員	277.1	387.2	110.1	139.7
高等学校教員	271.9	388.1	116.2	142.7
警察官	248.1	355.6	107.5	143.3
全体	264.2	367.8	103.6	139.2

注：給与実態調査による。

人事委員会勧告	100.0	-	-	121.9
---------	-------	---	---	-------

注：人事委員会勧告欄は、62年度を100とした場合の7年度の指数である。

また、職員数等を他府県と比較すると、人口10万人当たりの職員数では近隣府県等を下回っているが、平均年齢では上回っており、その結果、職員一人当たりの給料月額も全国を上回っている。

職員数等の他府県比較 (平成7年度)

	大阪府	全国	兵庫県	京都府	奈良県	和歌山県	神奈川県	愛知県	福岡県
職員数(条院数)	93,810	-	64,472	33,516	20,025	18,828	80,429	74,444	59,438
一般行政部門	11,278	-	8,804	5,504	3,785	4,492	13,776	11,733	10,302
教育部門	61,813	-	44,158	21,405	13,869	12,072	51,745	50,367	38,841
警察部門	20,719	-	11,510	6,607	2,371	2,264	14,908	12,344	10,295
人口10万人当り職員数	1,095	-	1,187	1,316	1,405	1,714	988	1,104	1,220
一般行政部門	132	-	162	216	266	409	169	174	211
教育部門	722 (64)	- (-)	813 (65)	840 (74)	973 (77)	1,099 (83)	635 (58)	747 (60)	797 (62)
警察部門	242	-	212	259	166	206	183	183	211
平均年齢	41歳 5月	40歳 1月	40歳 1月	39歳 8月	39歳 3月	40歳 7月	40歳 8月	40歳 6月	40歳 0月
一般職員	39歳 3月	39歳 8月	38歳 9月	38歳 5月	39歳 8月	40歳 0月	41歳 1月	40歳 7月	39歳 6月
小・中教員	42歳 7月	39歳 6月	40歳 1月	40歳 2月	39歳 9月	40歳 5月	41歳 4月	40歳 3月	38歳 6月
高校教員	42歳 2月	40歳 8月	41歳 1月	40歳 1月	38歳 8月	41歳 8月	40歳 2月	40歳 9月	41歳 0月
警察官	40歳 3月	40歳 1月	40歳 6月	40歳 0月	39歳 2月	41歳 7月	39歳 7月	41歳 3月	42歳 4月
一人当り平均給料月額	367.8	347.9	357.8	344.3	341.9	351.2	366.9	367.4	345.3
一般職員	328.7	327.5	326.3	313.1	326.3	327.0	350.8	338.6	325.7
小・中教員	387.2	353.4	372.8	357.2	357.5	363.8	381.0	377.4	337.9
高校教員	388.1	367.7	384.1	359.5	351.3	377.2	375.3	384.6	369.0
警察官	355.6	352.3	356.8	351.9	343.1	357.8	359.0	368.5	365.1

注：職員数は条約定数(特別職の一般職には職務給を含む)。平均年齢、平均給料月額は給与実態調査による。

() 書は、生徒千人当たりの職員数である。

人口10万人当たりの職員数等は、H7.3.31現在の人口及びH7.5.1現在の生徒数をもとに算出したものである。

2 制度改正に伴う扶助費の増加

昭和62年度と平成8年度の扶助費を比較すると、金額で259億円、率にして64.8%の伸びとなっている。

(単位：億円、%)

	62決算	8当初	増加額	8/62
扶助費	400	659	259	164.8

扶助費の大宗をしめる児童扶養手当については、昭和60年に支給主体を国から都道府県知事に移行する制度改正が行われるとともに、都道府県負担が導入された(導入時府負担2/10、元年度から1/4で恒久化)。

その結果、昭和60年9月以降の新規認定者の手当は都道府県において予算措置することとなり、このことが扶助費の伸びを高める要因となっている。なお、児童扶養手当は18歳まで支給されるため、平成15年度までは府支給対象児童の増加に伴い所要額は毎年増加していくものと考えられる。

児童扶養手当の支給対象者等の比較

	62決算	8当初	増加数	8/62
決算額等	53億円	242億円	189億円	456.6
支給対象者(府支給分)	37,795人	48,535人	10,740人	128.4
支給対象者(国支給分)	17,099人	7,274人	▲9,825人	42.5

注1：8年度欄の国支給分の人数は、7年度の国支給実績値である。

注2：昭和60年9月以降の新規認定者はすべて府支給者(府負担1/4)となり、国支給分の対象者は毎年減少。

3 今後の増加が懸念される公債費

昭和62年度と平成8年度の公債費を比較すると、金額で467億円、率にして30.2%の伸びとなっている。

(単位：億円、%)

	62決算	8当初	増加額	8/62
公債費	1,544	2,011	467	130.2

近年の金利動向を反映して起債金利は低水準にあるものの、平成4年度以降の大量発行により、府債残高が急激に上昇してきている。公債費も平成4年度発行の元金償還がはじまる平成7年度から上昇傾向にある。

府債残高等の推移

(単位：億円)

	62	63	元	2	3	4	5	6	7 決見	8 見込
発行額(NTT除く)	975	747	785	901	881	2,866	4,416	4,100	5,557	3,421
残 高(NTT除く)	12,789	12,672	12,587	12,530	12,560	14,749	18,466	21,932	26,874	29,679
公 債 費	1,544	1,730	1,696	1,771	1,650	1,484	1,582	1,625	1,805	2,011

4 税制改正等に伴う準義務的経費の増加

昭和62年度と平成8年度の準義務的な経費を比較すると、金額で611億円、率にして107.2%の伸びとなっている。

(単位：億円、%)

	62決算	8 当初	増加額	8/62
準義務的経費	570	1,181	611	207.2

準義務的経費の内訳は以下のとおりであるが、主な増加の要因は、昭和63年度の税制改正により、府民税利子割の創設と併せ、市町村に対する利子割交付金や法人に対する還付及び府県間精算の制度ができたことに伴い、関連する歳出が増加したことなどによるものである。

準義務的経費の主なもの

(単位：億円、%)

	62決算	8 当初	増加額	8/62
軽油引取税交付金	126	210	84	166.7
自動車取得税交付金	213	297	84	139.4
特別地方消費税交付金	-	22	22	皆増
府民税利子割交付金	-	253	253	皆増
府民税利子割精算金	-	8	8	皆増
府税過誤納還付金	51	190	139	372.5
府有資産所在市町村交付金	26	38	12	146.2

5 積極的社会資本整備の推進

(1) 投資的経費（公共）

昭和62年度決算と平成8年度当初予算の投資的経費（公共）を比較すると、金額で1,032億円、率にして47.9%の伸びとなっている。また、過去最高額であった平成7年度最終予算で比較すると、金額で2,072億円、率にして96.1%の伸びとなっている。

（単位：億円、%）

	62決算	7最終	増加額	7/62	8当初	増加額	8/62
投資公共	2,155	4,227	2,072	196.1	3,187	1,032	147.9

主な建設事業（公共）を見てみると、以下のとおりとなっているが、建設事業（公共）が増加している要因としては、国において「公共投資基本計画」に沿った社会資本整備の推進や平成4年度以降の数次にわたる景気対策により公共事業関係予算が増額されてきたことなどによるものである。

建設事業（公共）の主なもの

（単位：億円、%）

	62決算	7最終	増加額	7/62	8当初	増加額	8/62
農林関係公共事業費	74	135	61	182.4	103	29	139.2
道路公共事業費	456	820	364	179.8	586	130	128.5
治水対策公共事業費	466	580	114	124.5	602	136	129.2
流域下水道公共事業費	583	925	342	158.7	713	130	122.3
公園公共事業費	48	122	74	254.2	94	46	195.8
モノレール道整備事業費	94	202	108	214.9	75	▲ 19	79.8
府営住宅建設事業費	129	378	249	293.0	381	252	295.3
特定公共賃貸住宅建設事業	-	100	100	皆増	52	52	皆増
特定優良賃貸住宅供給促進	-	23	23	皆増	32	32	皆増
府立養護学校建設事業費	-	-	-	-	22	22	皆増
国の公共事業関係予算	60,824	130,890	70,066	215.2	84,899	24,075	139.6

注1：国の公共事業関係予算は、NTT事業分及びNTT事業償還補助分を除いた数値である。

注2：7年度の国の公共事業関係予算は、補正予算による追加額を含む額である。

（1次補正追加額 14,369億円、2次補正追加額 35,398億円）

(2) 投資的経費 (単独)

昭和62年度決算と平成8年度当初予算の投資的経費(単独)を比較すると、金額で1,444億円、率にして148.3%の伸びとなっている。また、過去最高額であった平成7年度最終予算で比較すると、金額で2,288億円の伸びであり昭和62年度の3倍以上の投資となっている。

(単位:億円、%)

	62決算	7最終	増加額	7/62	8当初	増加額	8/62
投資単独	974	3,262	2,288	334.9	2,418	1,444	248.3

主な建設事業(単独)をみると、以下のとおりとなっているが、建設事業(単独)が増加している要因としては、景気対策や地方財政計画における投資的経費(地方単独)の増額等を踏まえ、住民生活に密着した関連基盤整備を推進するための事業を大幅に拡大してきたことなどによるものである。

建設事業(単独)の主なもの

(単位:億円、%)

	62決算	7最終	増加額	7/62	8当初	増加額	8/62
第52回国体開催推進費	-	27	27	皆増	26	26	皆増
防災行政無線再整備事業費	-	2	2	皆増	64	64	皆増
モノレール道整備事業費	29	329	300	1134.5	128	99	441.4
府営住宅建設事業費	14	132	118	942.9	115	101	821.4
警察署等整備事業費	5	80	75	1600.0	81	76	1620.0
府立高校建設事業費	29	62	33	213.8	51	22	175.9
養護諸教育学校整備事業費	-	22	22	皆増	51	51	皆増
産業技術総合研究所整備事業費	-	242	242	皆増	-	-	-
府立中央図書館建設事業費	-	107	107	皆増	-	-	-
門真スポーツセンター建設事業費	-	242	242	皆増	-	-	-

地方財政計画投資的経費単独	91,665	195,000	103,335	212.7	201,000	109,335	219.3
---------------	--------	---------	---------	-------	---------	---------	-------

土木関連建設事業(単独)最終予算額の推移

(単位:億円)

	62	63	元	2	3	4	5	6	7	7/62	8当初	8/62
舗・舗	284	459	587	593	671	974	1,107	988	1,024	360.6	780	274.6
治水	210	287	333	368	378	400	387	378	402	191.4	395	188.1
その他	141	190	201	195	183	216	182	158	129	91.5	111	78.7
合計	635	936	1,121	1,156	1,232	1,590	1,676	1,524	1,555	244.9	1,286	202.5

6 一般施策経費

(1) 景気対策融資の拡大に伴う貸付金の増加

昭和62年度決算と平成8年度当初予算の貸付金を比較すると、金額で1,037億円、率にして120%の伸びとなっている。

(単位：億円、%)

	62決算	8当初	増加額	8/62
貸付金	864	1,901	1,037	220.0

貸付金の増加は、バブル経済崩壊後の中小企業の経営不振、資金悪化状況等を踏まえ、設備・運転資金の緊急経営対策特別融資制度の創設や中小企業事業資金の拡大などの商工各種金融対策事業の拡大が主な要因となっている

商工各種金融対策事業の推移

(単位：億円)

62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
337	374	432	676	798	966	1,399	1,432	1,182	1,175

(2) その他一般施策

昭和62年度決算と平成8年度当初予算のその他一般施策経費を比較すると、金額で1,374億円、率にして53.5%の伸びとなっている。

(単位：億円、%)

62決算	8当初	増加額	8/62
2,569	3,943	1,374	153.5

主なその他一般施策経費をみると以下のとおりとなっているが、特に増加額が大きいものとしては、私立高等学校等振興助成費や老人医療費公費負担事業費などがあげられる。

一般施策経費の主なもの

(単位：億円、%)

	62決算	8当初	増加額	8/62
第52回国体開催推進費	-	30	30	皆増
片福連絡線建設事業費	-	38	38	皆増
私立高等学校等振興助成費	441	625	184	141.7
老人医療費公費負担事業費	355	622	267	175.2
障害者(児)医療費公費負担事業費	46	82	36	178.3
母子家庭医療費公費負担事業費	18	25	7	138.9
病院事業会計繰出金	154	195	41	126.6
有料道路整備事業費(出資金)	31	65	34	209.7
特定賃貸住宅建設資金等助成費	-	83	83	皆増
特定優良賃貸住宅供給促進事業費	-	17	17	皆増
水道事業会計繰出金	80	121	41	151.3

私立高等学校等振興助成費(私学助成)については、助成対象児童・生徒数は減少しているものの、公立学校経費の増嵩に連動し、助成単価が大幅にアップしたことにより増額となっているものである。

また、老人医療費公費負担事業費については、高齢化の進展に伴う対象者の増加や一人当たり医療費のアップにより増額となっているものである。

私学経常費助成の比較

		62	8見込	増 減	8/62
対象者	高等学校	134,993人	109,723人	▲25,270人	81.3
	小・中学校	23,789人	28,768人	▲4,979人	120.9
	幼稚園	116,455人	102,270人	▲14,185人	87.8
助成単価	高等学校	197,400円	291,900円	94,500円	147.9
	小学校	134,050円	219,400円	85,350円	163.7
	中学校	134,050円	241,200円	107,150円	179.9
	幼稚園	68,000円	131,900円	63,900円	194.0

公立学校における児童・生徒1人当たりの府支出額（建設費を除く）

	昭和62年度	平成8年度	8/62
小 学 校	312,855 円	553,848 円	177.0
中 学 校	342,063 円	661,012 円	193.2
府立高等学校	415,259 円	824,312 円	198.5
授 業 料	82,800 円	104,400 円	126.1

注：府立高等学校は、全日制にかかる額である。

老人医療費の比較

		62	8見込	増 減	8/62
国制度	総医療費	360,345百万円	619,851百万円	259,506百万円	172.0
	対象人員	490,725人	662,155人	171,430人	134.9
	一人当たり医療費	734,310円	936,111円	201,801円	127.5
府制度	総医療費	87,381百万円	147,072百万円	59,691百万円	168.3
	対象人員	198,372人	286,049人	87,677人	144.2
	一人当たり医療費	440,493円	514,149円	73,656円	116.7

診療報酬等改定の推移（62年度を100とした場合の指数）

62	63	元	2	3	4	5	6	7	8
100.0	100.9	101.7	103.0	103.0	106.0	106.0	109.3	109.3	110.2

II (3) 地方税財政制度の現状と課題

1 地方税制の現状と課題

(1) 国と地方の税源配分と歳出との乖離

租税総額に占める国税と地方税の割合は、概ね国税62に対し、地方税38であるが、歳出における国と地方の割合は、概ね国35に対し、地方65と逆転しており、両者の配分が乖離しているが、健全な地方自治の発展のためには、租税総額に占める地方税の割合を歳出の割合に極力近づけるべきである。

租税総額に対する国税と地方税の割合 (平成6年度決算額)

(単位: 億円、%)

租 税 総 額			
865,398			
国 税		地 方 税	
税 額	税額に対する割合	税 額	税額に対する割合
540,007	62.4	325,391	37.6

歳出面での国と地方の割合 (平成6年度決算額)

(単位: 億円、%)

国と地方の歳出合計額 (純計)			
1,414,410			
国の歳出		地方の歳出	
歳 出 額	合計に対する割合	歳 出 額	合計に対する割合
487,311	34.5	927,099	65.5

(2) 所得・消費・資産等に対する課税のバランスの欠如

税負担の公平の確保や安定的な税収構造の構築などの観点から、所得・消費・資産等に対する課税のバランスのとれた税制が求められているが、道府県税においては、所得課税が65.3%（大阪府72.6%）消費課税が29.5%（同21.1%）、資産課税等が5.2%（同6.3%）と大きく所得課税に偏った構造となっており、固定資産税という安定的な税目を持ち、資産課税の比重の高い市町村に比べ、所得・消費・資産等に対する課税のバランスがとれていない。平成9年度からは地方消費税が導入され、結果として消費課税のウェイトが高まることを見込まれるが、今後とも課税バランスの改善が必要である。

地方税における所得・消費・資産課税等の割合（平成6年度決算額）

（単位：億円、%）

区 分	所得課税	消費課税	資産課税等	合 計
地方税計	173,898 (53.4)	48,055 (14.8)	103,437 (31.8)	325,390 (100.0)
道府県税	88,899 (65.3)	40,196 (29.5)	6,984 (5.2)	136,079 (100.0)
市町村税	84,999 (44.9)	7,859 (4.2)	96,453 (50.9)	189,311 (100.0)
大阪府税	7,965 (72.6)	2,318 (21.1)	692 (6.3)	10,975 (100.0)

（備考）

○ 都道府県の税目

- ・所得課税 個人道府県民税、法人道府県民税、道府県税利子割、個人事業税、法人事業税
- ・消費課税 自動車税、狩猟者登録税、入猟税、鉦区税、道府県たばこ税、軽油引取税、自動車取得税
特別地方消費税、ゴルフ場利用税
- ・資産課税等 固定資産税（特例分）、不動産取得税、水利地益税等

○ 市町村の税目

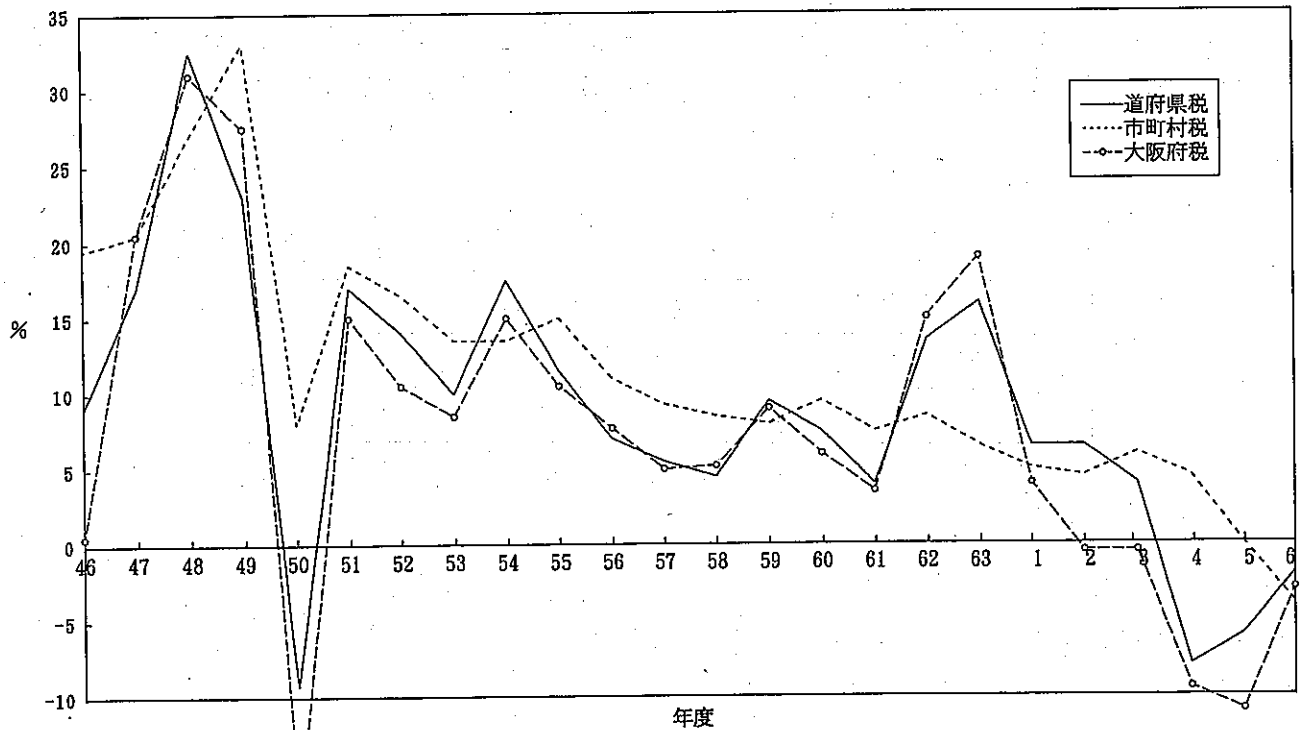
- ・所得課税 個人市町村民税、法人市町村民税
- ・消費課税 軽自動車税、鉦産税、市町村たばこ税、入湯税
- ・資産課税等 固定資産税、都市計画税、事業所税、特別土地保有税、水利地益税等

(3) 不安定な税収動向

都道府県では、税収の36.4%（平成6年度）を占める法人二税（法人の道府県民税、事業税）は、景気の変動に左右されやすい性格を持っており、下のグラフが示すとおり、税収の伸び率の上下動が激しく、都道府県の税収構造は不安定なものとなっている。特に、大阪府では法人二税の占める割合が全国と比較して高く（平成6年度 43.2%）、より税収構造は不安定なものとなっている。

一方、歳出面では小・中・高等学校の教員の人件費をはじめ、税収の増減にリンクさせることが困難な経費が大部分を占めていることから、都道府県が地方公共団体としての役割を果たしていくためにはそれを支えるより安定的な地方税制の確立が不可欠である。

地方税収額の前年度比



2 地方交付税制度の現状と課題

(1) 地方財政計画

地方公共団体の財源保障を行うために、毎年度、国において地方財政計画の策定が行われている。これは、当該年度の全地方公共団体の通常の水準における歳出、歳入の見積もりを行い、その歳入の不足額を地方債とともに地方交付税等で確保することにより、地方財政運営全般について支障をきたさぬよう担保するものである。つまり、地方財政計画における歳出、歳入の適切な見積もりが行われることにより、実際の地方行政の推進にあたり、地方公共団体の財源保障が十分に行われることになる。

地方財政計画は、一定の前提条件の下で積算された歳出、歳入の見込みであるが、近年、地方公共団体の実績額との間に多額の乖離を生じている。例えば、平成5年度の地方財政計画と地方公共団体の決算額を比較すると、歳出で1兆7,175億円、率にして12.3%、歳入で1兆3,820億円、同14.0%下回っている。

これらの差については、地方公共団体が独自の財源をもとに、高い水準の施策を実施しているための経費増や地方公共団体の行政需要の増大に伴う地方負担の増加等、さまざまな要因がある。

地方財政計画と地方公共団体決算額の比較（平成5年度）
（単位：億円、%）

	地方財政計画 (A)	決算額 (B)	差 額 (A)-(B)	(A)/(B)
歳 出	836,408	953,583	▲ 117,175	87.7
歳 入	836,408	972,228	▲ 135,820	86.0

（備考）地方財政計画は補正予算を加えた修正後ベース。決算額は、前年度からの繰越額を控除し、翌年度への繰越額を加えた修正後ベース。

(2) 地方交付税制度

① 地方交付税の状況

本府は、昭和29年度の現行地方交付税制度創設以来、昭和51年度までと昭和60年度から平成4年度までの間は、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る地方交付税の不交付団体であったが、昭和52年度から59年度の間は2度のオイルショックの影響により、また、平成5年度からはバブル経済の崩壊による府税収入の落ち込みによる影響で、基準財政収入額が基準財政需要額を下回り、地方交付税の交付団体となっている。

大阪府の地方交付税の推移
（単位：億円）

年 度	58	59	60	61～4	5	6	7	8
地方交付税	276	33	2	0	272	391	607	782

（備考）地方交付税には普通交付税と特別交付税を含む。また、60年度の交付税は、特別交付税で59年度以前の積算額である。

② 地方交付税制度の課題

大阪府の地方交付税における基準財政需要額を実際の財政支出額（一般財源ベース）と比較すると、平成6年度の需要額は、実際の財政支出額を4,699億円下回っている。その主なものを対策別でみると、都市公園、下水道等の都市計画事業費等を内容とする「その他土木費」、大学運営費や私学助成費等の「その他教育費」、「河川費」、「高齢者保健福祉費」などで基準財政需要額が実支出額を下回っている。

これら基準財政需要額と実支出額に乖離が生じている経費には、法人二税等の増収等を原資として、府が単独施策として独自に水準の高い事業を実施してきたものも含まれているが、中には通常の行政レベルを維持するための経費であったり、浸水対策や環境対策をはじめとする必要やむを得ない大都市圏域特有の財政需要への対応を図っているものもある。

基準財政需要額と決算額の比較（平成6年度）
（単位：億円）

	一般財源等決算額 (A)	基準財政需要額 (B)	算入不足額(B)-(A)	(B)/(A)
経常経費	10,910	7,896	▲ 3,014	72 %
投資的経費等 (公債を含む)	3,241	1,556	▲ 1,685	48 %
合計	14,151	9,452	▲ 4,699	67 %

(備考) 一般財源等決算額からは超過課税分を除き、減収補てん債充当額を含めている。

乖離額の主なもの
（単位：億円）

	一般財源等決算額 (A)	基準財政需要額 (B)	算入不足額(B)-(A)	(B)/(A)
その他土木費	1,203	380	▲ 823	32 %
その他教育費	1,044	564	▲ 480	54 %
河川費	553	120	▲ 433	22 %
高齢者保健福祉費	660	312	▲ 348	47 %
小学校費	1,623	1,314	▲ 309	81 %
中学校費	1,020	776	▲ 244	76 %
高等学校費	1,257	1,130	▲ 127	90 %

(注) 一般財源等決算額には、超過課税分を除き、減収補てん債充当額を含めている。

乖離が生じている経費の内容を具体的にみると、「その他土木費」であればモノレール事業、「その他教育費」では私学助成、「高齢者保健福祉費」では老人医療費公費負担事業などがその要因である。

「河川費」については、大阪府のような都市部の人口集中地域を流れる河川の維持管理費などにおいてポンプ場・水門や護岸の維持等の基準財政需要額を上回る経費が多額になっているためである。

また、教職員や警察官の人件費については、一人あたりの算定単価が給与実態調査の全国平均実績より低くなっている。さらに、各地方公共団体ごとの年齢構成により生じる給与経費の差については、基準財

政需要額に反映されているものの、大阪府のように昭和40年代後半からの児童・生徒の急増期に対応して必要な教員を確保してきた結果として教職員の年齢構成が全国に比べて高い団体にとっては、その需要の増加額が十分に反映されていない。

3 国庫補助負担金の現状と課題

(1) 財政力による国庫負担金等の削減問題

我が国の地方財政制度においては、地方公共団体相互間における財源調整は、地方交付税によって財源の均てん化が図られる仕組みとなっているが、交付税制度とは別に地方道路譲与税及び義務教育費国庫負担金等の国庫補助負担金を通じて、財政力を理由に地方公共団体相互間の財源調整が行われてきたところである。

例えば、地方道路譲与税は、道路経費の財源として地方公共団体に譲与されているものであるが、本府はこれまで普通交付税の不交付団体であることを理由に、一般の団体とは異なり、本来の譲与額よりも配分額が低く抑えられてきた。

また、義務教育費国庫負担金については、小・中学校及び盲・ろう学校の教職員の人件費について、一般府県であれば原則として、実際に支出した額の1/2が国から交付されるのに対して、本府は普通交付税の不交付団体である等の理由から、実際に支出した額より低い一定額に抑えられて交付されてきた。

このうち、義務教育費国庫負担金については、本府が平成5年度以降普通交付税の交付団体となったため、平成5年度には、調整措置を受けなかったが、平成6年度においては、調整措置の対象団体が普通交付税の不交付団体から財政力指数1.0超の団体へ変更されたため平成6年度338億円、7年度362億円〔激変緩和措置により実際には平成6年度226億円、7年度301億円〕の国庫負担金の削減（調整措置）をそれぞれ受けることとなった。（平成8年度は、財政力指数が1.0未満となったため調整措置は受けない。）

これらの負担金等を地方公共団体の財政力によって差を設け、多額の負担を地方に転嫁することは、国・地方の財政秩序を乱すものである。

（注）なお、地方道路譲与税については、平成6年度以降譲与制限は受けていない。

本府の国庫負担金等の削減額 (単位：百万円)

年度	義務教育費 国庫負担金	地方道路 譲与税	粒辞歌報 績城補給	その他	合 計	財源超過額
60	10,100	0	34	48	10,182	15,903
61	10,700	3,180	0	31	13,911	12,638
62	14,900	2,528	354	30	17,812	5,617
63	22,400	1,124	334	30	23,888	86,577
H元	25,900	4,246	355	279	30,780	164,077
2	25,900	4,247	554	488	31,189	228,886
3	29,500	4,319	567	439	34,825	207,027
4	33,173	4,483	572	224	38,452	94,380
5	0	4,342	592	204	5,138	▲ 28,199
6	33,825 (22,550)	0	—	141	33,966 (22,691)	▲ 39,083
7 最終	36,152 (30,126)	0	—	147	36,299 (30,273)	▲ 60,237
8	0	0	—	71	71	▲ 79,522

注1：義務教育費国庫負担金の財源調整額は、激変緩和措置（⑥1/3、⑦1/6）を除いてある。

2：（○）内は激変緩和後の額である。

3：「財源超過額」とは、地方交付税の算定上用いられる「基準財政収入額」が「基準財政需要額」を超える額である。

(2) 国庫補助金の一般財源化

平成8年度の国の一般会計における国庫補助負担金等の総額は1兆7,366億円となっており、予算総額の24.9%を占めている。また、地方財政計画における国庫支出金は1兆662億円となっており、歳入総額の15.3%を占めている。このように、国の歳出において大きなウエイトを占めている国庫補助負担金等は、地方財政においては、地方税や地方交付税等の一般財源と並び、大きなウエイト占める財源となっている。

国庫補助負担金は、国家的見地からみて重要な行政に関して全国を通じて一定の行政水準を維持したり、一定の施策を普及奨励する等の意義・効用は認められるが、他方で、

- ・国庫補助負担金という依存財源に多くを頼ることは、地方公共団体の行政の自主性、自立性を阻害すること
- ・税負担と受益の関係を希薄化し責任の所在が不明確になること

等の根本的問題が指摘されている。

こうした問題点を踏まえ、国においては、国庫補助負担金等の整理合理化を行うにあたって、まず事務事業の廃止・縮小等を行うことを基本として推進するとともに、地方公共団体の自主性に委ねることが適切な分野に係る補助金については、その廃止と地方一般財源への振り替え等を進めてきている。

零細な補助金により地方公共団体の施策選択やその効果的实施にあたっての裁量の余地を乏しいものにする恐れがあるなどの点を考慮すれば、こうした一連の国の措置は、地方行政推進上望ましいものであるが、その際には、地方への安易な負担転嫁とならぬよう国・地方の行政責任並びにそれに対応した財源措置を厳正に踏まえた一般財源化措置がなされるべきである。

これまでの一般財源化による本府影響額

(単位：百万円)

平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	合計
7,335	9,521	10,459	11,654	38,969

(3) 国庫補助負担金の超過負担

現行の国庫補助負担制度に関し、地方財政を圧迫しているものとして、超過負担の問題がある。

国庫支出金の交付額については、地方財政法上、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない」と規定されている。

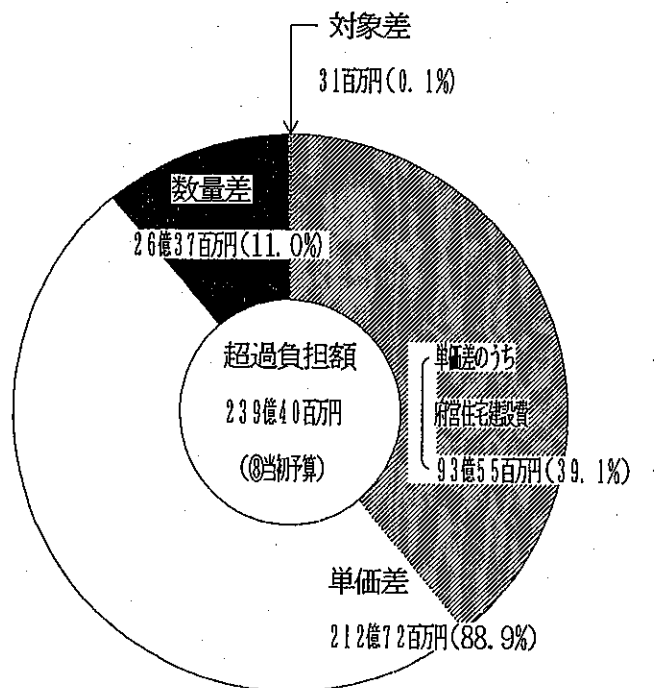
しかし、現実には地方公共団体が国庫の負担割合以上の持出しをしている事例が生じており、この問題は「超過負担」と呼ばれ、多年にわたり地方財政運営上の大きな問題とされてきた。

本府の場合、平成8年度当初予算においても、その超過負担額は239億4,000万円にも達している。その内訳をみると、

- ・単価差（国の補助条件どおりの仕様等によって実施する場合に国庫補助負担金の単価が、現実の単価より低いために生じること）によるものが212億7,200万円、
- ・数量差（国庫補助負担金の交付の対象となる数量—例えば、職員数、建物面積—が当該補助事業等の目的に即応して事務事業を合理的に実施するために必要な部分より不足しているために生じること）によるものが26億3,700万円、
- ・対象差（当該補助事業の性格上、本来、補助対象となるべき経費—例えば職員設置費の場合の各種手当等—が補助対象からはずされているために生じること）によるものが3,100万円となっている。

超過負担問題については、地方公共団体からの強い改善要望により年々改善がされつつあるが、今後とも早急な解消を図ることが求められる。

大阪府の超過負担額の状況



(単位：百万円)

	超過負担額 (当初予算ベース)	左 の う ち 主 な も の			
		府営住宅建設費	社会福祉施設経営事務委託費	府立社会福祉施設等職員費	警 察 費
平成元	11,249	3,226	2,619	826	2,326
2	14,721	5,556	2,748	849	3,108
3	18,367	7,764	2,998	931	2,999
4	22,584	10,304	3,051	984	2,351
5	28,555	10,851	3,565	936	5,294
6	26,146	10,239	3,722	963	2,711
7	21,194	6,604	3,900	1,008	3,553
8	23,940	9,355	4,166	967	2,671
備 考		府営住宅建設に伴う単 価差の負担	社会福祉事業団・コロニー事業 団への委託に伴う超過負担	府立施設(砂川厚生福祉セ ンター等)の超過負担	警察署改築に伴う単価 差の負担等

Ⅲ 中期的な財政見通し

1 財政収支の見通し

今後3年間の財政見通しを一定の仮定のもとに推計すると、平成9年度で2,344億円、平成10年度で2,133億円、平成11年度で2,439億円と毎年2,000億円を上回る膨大な財源不足を生じることが見込まれる。一方、平成8年度まで財源対策として活用してきた基金は底をついていることから、このままでは平成9年度以降の予算編成が困難となるなど、極めて深刻な状況が予想される。

なお、地方財政再建促進特別措置法及びその施行令によれば、前年度の赤字額が標準財政規模の5%（大阪府の7年度における相当額は約592億円）以上となった都道府県は、準用再建を行う場合でなければ、国直轄事業負担金あるいは災害復旧事業で国の負担金を伴う事業の財源に充てるための地方債等を除いて、地方債の許可制限を受けることになる。

（注）準用再建制度は、赤字団体が地方財政再建促進特別措置法を準用して、財政再建計画を作成し、財政の再建を行う途である。この場合、当該団体の議会の議決を経て、自治大臣に再建の申出及び再建計画を作成し、自治大臣の承認を受けることになる。準用団体に対する財政措置については、地方債の制限の解除等がある。

財政収支の見通し

(単位：億円、%)

	8年度			9年度		10年度		11年度		
	(当初)	増 減	(見込)	(見込)	前年比	(見込)	前年比	(見込)	前年比	
歳	義務的経費	12,511	32	12,543	13,152	104.9	13,679	104.0	14,331	104.8
	人件費	9,841	32	9,873	10,094	102.2	10,307	102.1	10,508	102.0
	扶助費	659	-	659	718	109.0	784	109.2	863	110.1
	公債費	2,011	-	2,011	2,340	116.4	2,588	110.6	2,960	114.4
	準義務的経費	1,181	▲3	1,178	1,969	167.1	2,879	146.2	2,972	103.2
出	投資的経費	5,605	-	5,605	5,720	102.1	5,798	101.4	5,964	102.9
	公 共	3,187	-	3,187	3,330	104.5	3,372	101.3	3,450	102.3
	単 独	2,418	-	2,418	2,390	98.8	2,426	101.5	2,514	103.6
	一般施策経費	5,887	21	5,908	5,727	96.9	5,607	97.9	5,738	102.3
	歳出合計	25,184	50	25,234	26,568	105.3	27,963	105.3	29,005	103.7
歳	特定財源	10,534	12	10,546	10,592	100.4	10,621	100.3	10,893	102.6
	国庫支出金	4,122	12	4,134	4,260	103.0	4,342	101.9	4,472	103.0
	府 債	3,134	-	3,134	3,288	104.9	3,333	101.4	3,502	105.1
	その他	3,278	-	3,278	3,044	92.9	2,946	96.8	2,919	99.1
入	府 税	10,650 (10,182)	637 648	11,287 10,830	12,979 11,293	115.0 104.3	14,672 11,933	113.0 105.7	15,185 12,358	103.5 103.6
	譲与税	628	-	628	188	29.9	42	22.3	42	100.0
	一般歳入	815	50	865	465	53.8	495	106.5	446	90.1
	歳入合計	22,627	699	23,326	24,224	103.8	25,830	106.6	26,566	102.8
要確保財源 (歳入-歳出)	2,557	▲649	1,908	2,344	122.9	2,133	91.0	2,439	114.3	
地方交付税	300	482	782							
基金取崩し等	2,257	▲1,131	1,126							

注1：準義務的経費とは、税関連の交付金、還付金、精算金及び府有資産所在市町村交付金である。

注2：特定財源の「その他」には、公共施設等整備基金の取崩し額は含まない。

注3：府税欄の下段()書は、(府税+譲与税+利子割精算金収入) - (税関連の交付金、精算金、還付金)であり、税関連の実質的な収支を示す。

(参考) 積算方法

(1) 歳出

① 人件費

- ・8年度の給与改定率については0.95% (人事院勧告)、9年度から11年度は1%として算定
- ・増減員については、教育部門で9年度～11年度、約1700人の減員を見込む。

② 扶助費

- ・個別事業ごとに過去の実績(3か年)の伸び率等を参考に推計

③ 公債費

- ・各年度の府債発行見込額から推計

④ 準義務的経費

- ・府税の見込額等から推計
- ・税制改正による影響額

⇒地方消費税他府県清算金〔⑧ - ⑨ 328億円 ⑩ 646億円 ⑪ 669億円〕

⇒地方消費税交付金〔⑧ - ⑨ 423億円 ⑩ 980億円 ⑪ 1,015億円〕

⑤ 投資的経費及び一般施策経費

- ・個別事業ごとの積み上げによるもの38事業
- ・その他は8年度と同額を見込む

(2) 歳入

① 特定財源(国庫支出金、府債、その他)

- ・現行制度をベースに歳出連動で見込む

② 府税

- ・8年度は7月試算による。
- ・9年度以降は、名目GDP3.5% (「構造改革のための経済社会計画」平成7年12月1日閣議決定による伸び率)の伸びを見込む
- ・税制改正による影響額

⇒超過課税の見直しに伴う影響額〔⑧ ▲1億円 ⑨ ▲6億円 ⑩ ▲5億円〕

⇒地方消費税創設に伴う影響額〔⑧ - ⑨ 1,323億円 ⑩ 2,606億円 ⑪ 2,697億円〕

⇒8年度税制改正による影響額〔⑧ ▲155億円(個人府民税特別減税)〕

③ 譲与税

- ・消費譲与税については、地方消費税の創設に伴い、9年度の譲与見込額は7月譲与のみとし、以降は譲与がないものとする。
- ・その他の譲与税については、平成7年石油資料(資源エネルギー庁監修)の内需見通しの伸び率に調整率を乗じて見込む。

④ 一般歳入

・個別積み上げによる

なお、地方消費税の創設に伴う実質的な影響額を試算すると以下のとおりとなる。

(単位：億円)

年 度	9	10	11
地方消費税	1,323	2,606	2,697
地方消費税他府県清算金	▲ 328	▲ 646	▲ 669
清算後収入額	995	1,960	2,028
地方消費税交付金(市町村)	▲ 423	▲ 980	▲ 1,015
消費譲与税の廃止	▲ 440	▲ 608	▲ 629
差 引	132	372	384

注：住民税減税(制度減税)、消費税率引上げに伴う歳出増加額及び国への徴収取扱費については含まない。

IV 財政健全化に向けた基本的な考え方

1 府財政運営における取り組みの基本的な考え方

少子化と高齢化社会の到来に加え、経済のグローバル化の中で、今後、これまでのような右肩あがりの高い経済成長は見込めないと考えられることから、本府財政は税収の大幅な伸びを期待することは難しい。

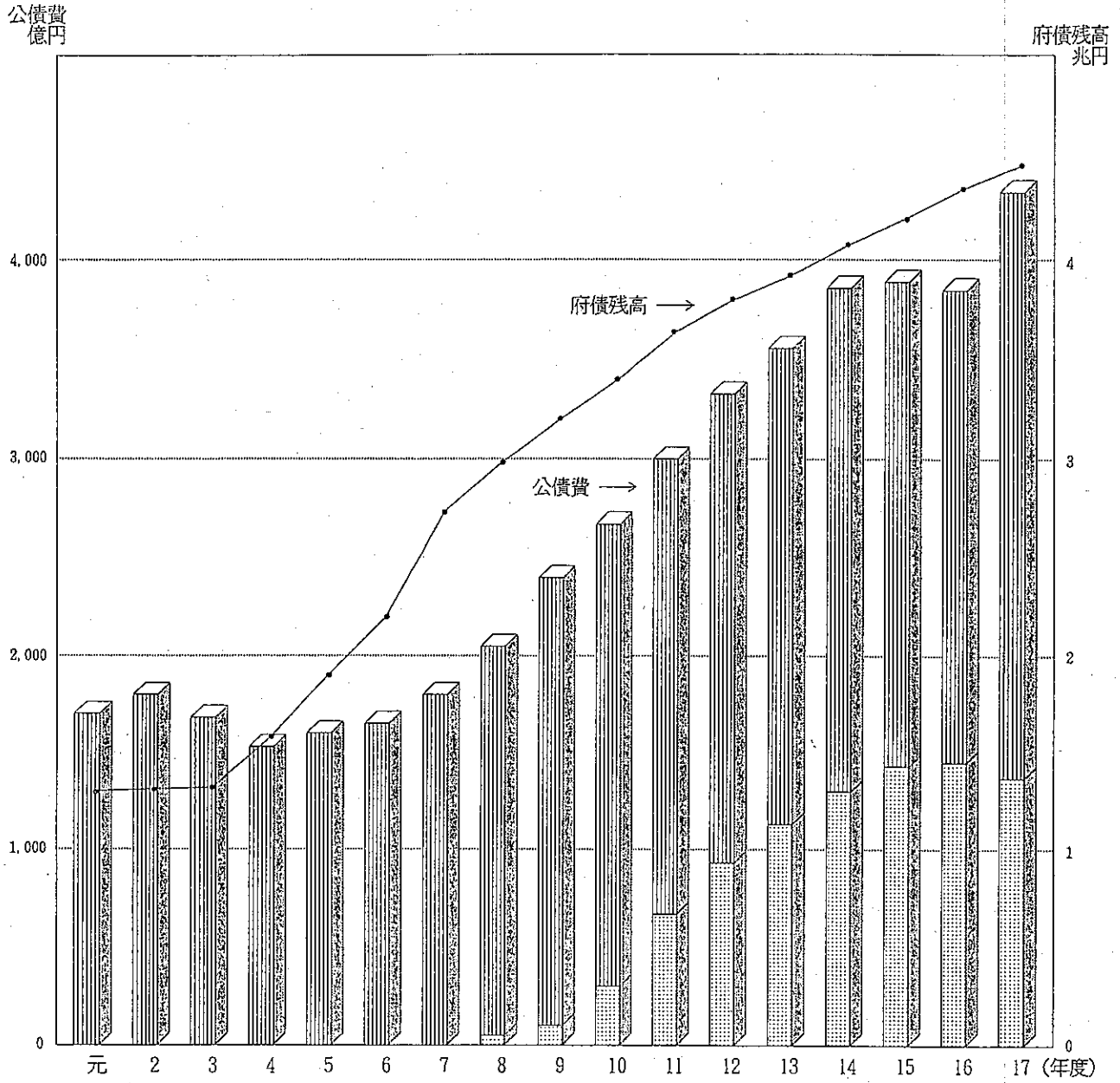
こうした状況の中、本府財政の健全化を進めていくためには、このような社会経済情勢の変化を展望しつつ妥当性、効率性、公平性、自立性、均衡性等の観点から府民負担と行政サービス水準のあり方を視野に入れた歳入・歳出両面にわたる抜本的な見直しを欠かすことはできない。このような個別の見直しに加えて、当面する財源不足額を縮減するためにも、シーリングの積極的活用も図らざるを得ない。

また、財政の健全化を図る上で、今後の公債費を抑制することも重要な課題である。府債は公共事業等の推進を図る上で重要な財源であるが、将来に償還が必要であることから、近年のような大量発行を続けた場合、多額の公債費により後年度の財政を圧迫することになる。

仮に、平成12年度以降も3,500億円規模の府債を発行し続けた場合、借入利率が最近の低金利水準で推移したとしても、公債費は平成8年度の2,000億円から平成13年度には約3,500億円に拡大し、平成17年度には4,000億円を超える規模に達してしまうことになる。(参考資料1)

公債費を抑制するためには、府債の発行額を抑える必要があり、府債を特定財源としている建設事業等について、緊急性を精査し、ペースダウンを図っていく必要がある。

公債費及び府債残高の推移 (参考資料1)



※ 減債基金への積み立て額 (H7年度～)

公債費の将来見通し

(単位：億円)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
公債費	1,805	2,011	2,340	2,588	2,960	3,260	3,490	3,740	3,850	3,810	4,240

2 地方税財政制度の改革に向けた取り組みの必要性

本府財政の健全化を進めていくには、歳入・歳出両面にわたっての府独自の努力が基本となる。歳出削減の努力は当然であるが、対象となる府予算は、義務的経費に加えて、政策経費においても、国の制度を基本としたものが数多く有り、府単独の政策経費は、平成8年度当初予算の一般財源ベースで約2,500億円にすぎない。(参考資料2)

仮に、これらの事業を全て廃止すれば、財源不足額は解消するが、地方財政計画上の基準財政需要にも対応できず、都道府県として、本府が最低限の行政サービスも実施できないことになってしまう。

また、一般財源ベースで半分以上を占める人件費については、その大部分を占める教育・警察部門は、国制度を基本としており、本府独自で改善できる範囲は限られたものとなっている。

一方、歳入面における本府独自の方策も現行制度上、自ずと限界があるといわざるを得ない。本府をはじめとする大都市圏の税収構造は景気に左右され、非常に不安定な構造となっており、このような税収構造の改善が不可欠である。これまで本府では、基金の積立て及び取崩しなど独自で年度間の財源調整を行ってきたが、そのやりくりも長期にわたる税収の低迷で限界に来ている。歳出のうち小・中・高等学校の教員や警察官の人件費をはじめ、税収にリンクして増減させることが困難な経費が大部分を占めている中、本府が地方公共団体としてその役割を果していくためには、それを支えるより安定的な地方税財政制度の確立が必要である。

このことは、収支見通し上の財源不足を解消していくためには、本府独自の取組みに加えて、国の支援及び制度改正が不可欠であることを示している。

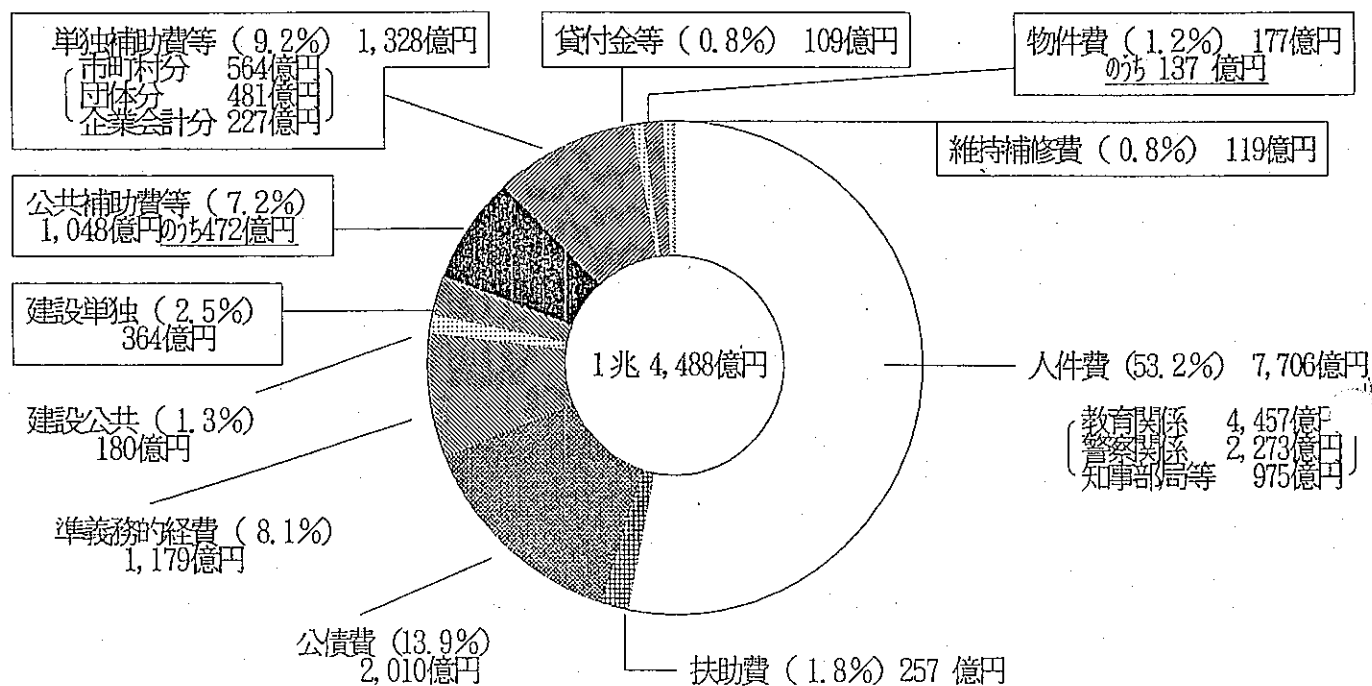
平成8年度当初予算の府単独政策経費 (参考資料2)

義務的経費、準義務的経費及び国庫補助事業を除いた
府単独の政策経費の一般財源額

区 分	金 額
単 独 建 設 事 業 費	364億円
公共補助費等の一部(私学助成)	472億円
単 独 補 助 費 等	1,328億円
貸付金、投資及び出資金等	109億円
物件費(単独分)	137億円
維持補修費	119億円
合 計	2,529億円

一般財源ベースでの平成8年度当初予算性質別内訳

*金額は億円未満切り捨て



V 府財政運営において取り組むべき方策

V-1) 歳入確保に向けた取り組み

1 税源の涵養に向けて

大阪産業は、先にみたように製造業やサービス業における産業構造の転換が十分でないことや、産業の空洞化やグローバル競争の激化が進行していることなどの課題を抱えており、今後それを克服しつつ、新たな活性化に向けた展開を図っていく必要がある。

こうした中で、税源涵養の観点からも、①先端的技術産業や情報関連サービス業など税収の増加や安定に直接的に寄与する産業、②知識産業や文化産業など他産業の活動等への波及効果により税収の増加に間接的に寄与する産業、③エコ・ビジネスやシルバービジネスなど財政支出の抑制・減少に寄与する産業など、今後、税収効果の大きい産業等の立地が望まれる。

このため、将来に向けて安定した税収を生み出し得る国内外の活力ある企業を府内に立地させ、また、大都市に立地する企業が、それにふさわしい機能を高めつつ、成長していけるよう、効果的な企業立地の誘導策を確立するとともに、都市基盤の充実など、企業が立地するうえで魅力ある環境づくりに努める必要がある。

(参 考) 立地が望まれる産業

① 税収の増加や安定に直接的に寄与するもの

区 分	産 業 例
ア 高成長が見込まれる産業	高収益の産業で、先端的技術産業（ライフサイエンスなど）、高度技術の製造業、ベンチャービジネス、ニューサービス業、情報関連サービス業など
イ 業績の安定的な産業	製造業では食品、化学等、第3次産業では小売業
ウ 雇用効果の大きな産業	地域の雇用問題の解消に貢献し、個人府民税の涵養に寄与する産業で、サービス業、小売・飲食業など
エ 従業員に高所得を保障する産業	個人府民税の涵養に寄与するもので、高度技術・知識産業（先端的技術産業、高度技術の製造業、ベンチャービジネス、情報関連サービス業など）
オ 高コストに耐える産業	高コストの中でも順調に事業展開できる高付加価値産業で、ア、エであげた産業

② 他産業の活動等への波及効果により、税収の増加に間接的に寄与するもの

カ 生産の波及効果が大きい産業	産業連関分析によれば、サービス部門よりも物財部門（第1・2次産業）
キ 大都市機能の高度化に寄与する産業	大都市圏のソフト産業基盤の強化につながる、企業間ネットワークの核となる企業群、知識産業、文化産業
ク 大都市機能を活用する産業	大都市立地がふさわしく、府域外への企業流出の防止につながる、大都市圏のサポーティングインダストリー活用型産業、市場近接型産業

③ 財政支出の抑制・減少に寄与するもの

ケ 財政支出の抑制・減少に寄与する産業	その産業の成長、発展により、従来の公的サービス部門が市場供給され結果として、財政支出の抑制・減少につながる、エコ・ビジネス（環境産業）、シルバービジネス
---------------------	--

2 府税収入の確保に向けた取り組み

本府においては、納税者の理解と協力を確保し、自主納税を促進するなど、納税事務を着実に進めるとともに、法人二税（事業税、府民税）において、防災対策の充実や道路網などの都市基盤整備の充実といった大都市圏特有の財政需要に対処するため、平成8年11月1日から3年間超過課税の適用期間を延長するなど、税収の確保に取り組んできたところである。

しかしながら、バブル経済の崩壊後、長引く景気低迷の影響を受け、税収は大きく落ち込んでおり、歳入の大宗を占める税収の確保がますます重要となっている。そこで、本年、「税収確保特別対策本部」を設けるなど、新たな府税収入確保のための体制を整え、適正かつ迅速な課税や納税・課税両部門相互の連携を密にした早期滞納整理を柱に、税部門が一丸となって、府税収入の確保に努めていく。

(1) 課税部門において

不動産取得税における中間省略登記の把握、特別地方消費税の調査の徹底、軽油引取税の脱税事案の捕捉に引き続き努めるとともに、法人事業税において本府が自ら調査した課税標準に基づき更正・決定する法人（自主決定法人）の計画的な調査の実施や、自動車税において一部特種用途車の税率の見直しなど課税の適正化に努める。

(2) 納税部門において

府税の収入歩合は、平成7年度で94.3%（見込み）となり、平成2年度から6年連続して低下する見込みである。今後、収入歩合の低下傾向に終止符を打ち、95%台の確保を当面の目標とし、年度内の収入をめざして、これまで以上に創意と工夫を凝らしながら、次の方策を実施し、収入歩合を向上させ府税収入の確保に努める。

① 納期内納税奨励等の実施、滞納整理の早期着手及び高額滞納事案の優先処理を主眼とした積極的な滞納整理の促進を図るとともに、滞納整理強調月間（週間）の設定、出張整理の推進、昼間不在者への対応など各府税事務所の実情に応じた取り組みをなお一層推進する。

また、自動車税について、一斉催告の時期等に創意工夫を凝らし、早期税収の確保に努める。

② 個人府民税の税収確保及び市町村との徴収事務の円滑化を図るため、あらゆる機会をとらえて市町村との連携に努める。

3 使用料・手数料について

本府ではこれまで、法令等の改正に伴い適宜改定を行うとともに、4年に1度、物価上昇率等を勘案して大規模な改定を行ってきた。平成8年4月には、府立学校授業料、各種施設使用料をはじめ、合計59件の改定を行ったところである。今後とも、公平性を確保し、適正な受益者負担を求める観点から随時見直しを行い、所要の改定を行っていく。

(1) 改定を実施するもの

今回の総点検にあたっては、負担の公平の観点をより推し進め、以下のものについて、受益者負担の適正化を図ることとする。

① 府営住宅使用料

公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の施行により公営住宅制度の見直しが行われることに伴い、入居者の収入及び住宅の便益に応じた適切な負担を求める観点から改正を行う。（実施時期10年度。但し、平成8年度以降の国庫債務負担行為に基づき建設する住宅のうち平成9年度中に経営開始するものは経営開始日から実施。）

② 検診手数料

・結核検診

小規模事業所を対象に無料実施しているが、結核予防法の趣旨を踏まえ事業者への検診実施の指導を徹底するとともに、適正な受益者負担の観点から一部を有料化する。

・一般健康相談

就職・就学を目的とする健康診断については、民間医療機関との均衡から適正負担額に引き上げる。

・循環器検診

小規模事業所を対象に無料実施している血圧測定・尿検査について、検診項目の充実化を図り受診奨励に努めるとともに一部を有料化する。

③ 宿泊施設使用料・スポーツ施設専用使用料

休日等で多くの利用者が見込まれるにもかかわらず、特定の利用者しか利用できない事情にある施設について割増料金を設定する。

④ 府立貿易専門学校授業料

平成10年度を目途に、機能内容、施設内容に応じた適正な受益者負担額への見直しを行う。

(2) あり方を検討するもの

① 高等学校授業料等

府立高校については、今後とも教育諸条件の維持・向上を図る必要があるが、現在の財政状況下で、その所要財源を十分確保することは困難な一方、公私間の負担格差の是正も大きな課題となっているため、これら諸状況を踏まえた納付金のあり方について検討を行う。

② 府立大学授業料等

公私バランスを踏まえた適正な受益者負担の導入、教育諸条件の維持・向上の観点から、授業料・入学料設定のあり方について検討を進める。

(3) 消費税率の引き上げへの対応について

平成9年4月に予定されている消費税率引き上げへの対応については、消費税導入時（平成元年4月）に準じて、消費税の適正な転嫁を図るため、所要の改定を行う。

4 不用土地の売払いの推進

将来において、府の施策利用に資する優良な土地については、一層適正な管理・運用に努めるが、廃川・廃道や施設跡地等のうち府として単独利用が困難な土地については、財源確保の観点から積極的に売払いを推進する。

V-(2) 歳出抑制に向けた取り組み

1 人件費抑制に向けた取り組み方策

(1) 定数抑制

① 一般行政部門

- ・ 定数管理については、今後の本府の行政需要の動向等を勘案しつつ、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存部門の人員は、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、事務処理方法の改善等の取り組みの徹底により、積極的な見直しを図る。
そのため、引き続き、目標値の設定などの手法を活用し、配置人員の見直しに努める。
- ・ 新規の行政需要に対応する人員の配置については、厳しく精査・抑制した上、必要な要員は上記の既存部門の減員により確保した要員を再配置する。
- ・ また、事務事業の見直しなどを踏まえ、主要職種の採用数については、今後3か年の間、過去5年間の採用実績の7割削減の水準まで抑制に努める。

② 教育部門

教員の定数については、今後の児童・生徒数の動向を踏まえ、国の標準法並びに定数改善計画に基づく配置をはじめ、教育諸課題に対応するための本府独自の措置についても適切に行うなど、一層適正な定数管理に努める。

③ 警察部門

年々増加する警察事象に対応するため、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間活力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢の推移を見極め、適正な定数管理に努める。

上記の取り組みを進めることにより、今後3か年(平成9年度～11年度)において、概ね2,200人の定数削減を見込む。(一般行政部門 約200人、教育部門 約2,000人)

(2) 給与管理

① 給与水準の適正化

本府の給与改定については、これまで人事院及び本府人事委員会の勧告等を踏まえて行ってきたところであるが、今後とも、国、他府県の動向及び本府の財政状況に留意しながら、府下公民較差の範囲内で、給与水準の適正化に努める。

さらに、国においては、民間の動向等を踏まえ、より一層成績主義を反映した給与システム、高齢社会への対応を踏まえた昇給制度などについて検討を進めることとしており、今後の国の動向及び本府人事委員会の調査結果等を踏まえ、中・長期的な給与制度のあり方について検討する。

(具体的検討項目)

・ 平成8年度の給与改定

平成8年度の給与改定については、本府人事委員会の調査結果と勧告内容を見たうえで、国の取扱い、他府県の動向、本府財政状況等を総合的に勘案し、対処する。

・ 給料の調整額の適正化

給料の調整額については、国において、調整水準等の見直しを行ったところであり、早期に、国に準じた調整方式に改める。

② 特別職等の給与の減額措置

特別職及び指定職給料表適用者の給料並びに管理職員の管理職手当の減額措置について検討する。

2 施策の抜本的な見直し

(1) 基本的な考え方

毎年、2,000億円以上の財源不足が見込まれる状況のもと、現下の社会経済情勢の変化や府と国・市町村・民間との役割分担を踏まえ、本府の実施している全ての施策について総点検を実施し、自立、互助、協働の観点から府民の理解と協力を求め、事務事業の抜本的な見直しを行う。

その際、行政の原点である府民の安全を守る施策や社会的弱者の自立を支える施策、さらに、今後の税源の涵養につながる施策については、厳しい施策選択の上に立ち、極力行政水準の維持に努めることとする。

(2) 主要事務事業の見直しについて

主要な事務事業については、大阪府行政改革大綱における事務事業の見直しの視点から検討を行った結果、各施策分野における主要事務事業について以下の個別見直しを行う。

なお、交付税の交付団体が続くと見込まれる本府の歳入構造を踏まえ、財源に余裕のあった時期に水準を上げた施策など、他府県に比較して高水準にある施策については、思い切った見直しを行う。

参考—行政改革大綱における事務事業見直しの視点

- (1) 妥当性：社会経済環境の変化を踏まえ、府が実施することが最も適当であるか。
- (2) 効率性：最小の経費で最大の効果が得られる執行方法が採られているか。
- (3) 均衡性：他府県に比べて施策水準が著しく均衡を失っていないか。
- (4) 惰性の排除：継続的の事業については、社会経済環境の変化にもかかわらず、漫然と従来どおり実施していないか。
- (5) 自立性：奨励的施策については、個人、団体を問わず、自律的活動に資するよう作用しているか。
- (6) 公平性：サービス提供の対価として適正な負担を求めているか。

事業名	8年度 当初予算額 (千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額	
				(千円)	うち 一般財源
広報の重点	973,549	印刷媒体 ・定期刊行物 府政だより(全戸配付紙)等 ・不定期刊行物 子供向け広報紙 電波媒体 ・テレビ おおさか物語(毎週土曜日) スポット放送(週10回)等 ・ラジオ ほっと大阪!見て聞いて (週5回)等 その他 ・ニューメディア O-NET24 キャプテンシステム 等	電波媒体、印刷媒体の全てにおいて、その効果が不明確なものは、見直しの検討対象とし、外部の幅広い人々からの反応を重視しながら今年度策定する広報戦略に基づき、より効果的・効率的な広報活動の実現と経費の圧縮に努める。	未定	未定
職員被服貸与費	124,657	職員被服貸与規定に基づき女子事務服及び一般作業服の貸与を行う。	女子事務被服については、貸与期間を2年から4年に延長するとともに、任意貸与であることの旨を周知しつつ縮減を図る。	⑨ 52,434 ⑩ 52,434 ⑪ 31,536	52,434 52,434 31,536
府職員互助会補助金	4,732,851 教育、警察含む	大阪府職員の共済制度に関する条例に基づき、大阪府職員互助会に対する補助金 ・一般補助金 4,356,226 ・会館建設補助 195,973 ・その他補助金 180,652	会館建設等資金補助金について、当分の間凍結する。 また、この期間中に、互助会に対する補助金全体の見直しを行う。	⑨ 42,422 ⑩ 42,422 ⑪ 42,422	42,422 42,422 42,422
職員研修事業 (合宿研修)	18,189	新規採用職員、中堅職員、主査 新任課長代理級、課長級に対し 合宿研修を行う。	新別館に設備の整った研修施設の完成に伴い、これを積極的に活用するために新規採用職員以外の合宿研修を通所研修に切り替える。	⑨ 14,019 ⑩ 14,019 ⑪ 14,019	14,019 14,019 14,019
大阪府 家計調査費	20,625	府内勤労者世帯の収入支出を毎月調査し、行政施策の基礎資料とする。 (国調査に単費を上乗せすることにより、調査世帯数を増やし統計精度を向上させる。)	府の独自調査については、国の家計調査のデータを活用することにより、公表内容の充実が可能であることから見直しを行う。	⑨ 20,625 ⑩ 20,625 ⑪ 20,625	20,625 20,625 20,625
ホストコンピュータ経費	538,951	ホストコンピュータにより、大量定型的な業務の処理を中心に事務処理の効率化を図っている	ホストコンピュータの機種を更新し、性能向上を行うことにより、コストの節減を図る。	⑨ 0 ⑩ 17,304 ⑪ 17,304	0 17,304 17,304

事業名	8年度 当初予算額 (千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額		
				(千円)	うち 一般財源	
私学助成	経常費助成 (高・中・小)	38,804,817	私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るため経常的経費に対し助成を行う。	(高校) 公立高校の経費削減等とあわせ、経常費助成単価据置の方向で検討する。 (小・中学校) 私立高校の経常費助成と連動。	⑨ 1,330,773 ⑩ 2,584,217 ⑪ 3,442,542	1,258,456 2,414,710 3,189,311
	経常費助成 (幼稚園)	13,616,274	私立幼稚園の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を図るため経常的経費に対し助成を行う。	経常費助成・教材費助成単価据置の方向で検討する。 減少期対策の特例措置は廃止する。	⑨ 165,507 ⑩ 335,786 ⑪ 339,495	147,912 299,988 303,301
	教材費助成 (幼稚園)	234,235	私立幼稚園の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減を図るため教育研究経費に対し助成を行う。		⑨ 5,837 ⑩ 5,756 ⑪ 8,728	5,837 5,756 8,728
	私立高等学校等授業料軽減助成	7,814,725	保護者負担の軽減を図るため、各学校の行う授業料軽減事業に対し、助成を行う。	D層(1,100万円超/年)の助成を廃止し、生活保護受給者に対しては補助単価の引き上げを実施する。	⑨ △84,174 ⑩ 5,525 ⑪ 100,789	△87,091 3,729 98,977
	私立幼稚園保育料軽減助成	1,925,595	保護者負担の軽減を図るため、各園の行う保育料軽減事業に対し、助成を行う。	市町村との役割分担論の中で今後見直しを検討する。	未定	未定
大阪府育英会助成費	1,713,640	教育機会の均等を図るため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な者に対し、必要な資金を貸し付ける。	日本育英会の貸付制度を考慮し、貸付対象人員等の見直しを行う。	⑨ 82,000 ⑩ 82,000 ⑪ 82,000	82,000 82,000 82,000	
生活関連物資対策費	20,200	職員及び民間調査員(250名)による定期的な価格・需給動向調査等を実施し、物価の動向を把握するとともに、国に対して報告(全国統計として) (昭和51年度から実施) 国制度基準民間調査員(80名) 府単独民間調査員(170名) (8年度に府単独民間調査員50名減)	現在、調査の開始時期と異なり物価の安定時期にあることから、職員調査の執行体制及び府単独民間調査員の配置について段階的に見直しを行う。	⑨ 2,000 ⑩ 4,000 ⑪ 5,500	2,000 4,000 5,500	
青少年健全育成条例施行費	45,445	青少年健全育成条例の効果的、円滑な運用を図るため、立ち入り調査、審議会の運営、青少年環境整備補助金(市町村補助)の交付等を実施	条例改正後既に4年が経過し、また、現行の有害図書類の規制に加え、テレクラ規制が実施される見込みとなったことから、これに対する新たな対応も検討する必要がある、現行の市町村補助として行っている青少年環境整備事業補助金については、抜本的に見直す。	⑨ 4,500 ⑩ 4,500 ⑪ 4,500	4,500 4,500 4,500	

事業名	8年度 当初予算額 (千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額	
				(千円)	うち 一般財源
服部ユースホステル運営費	27,770	服部緑地内の公営ユースホステルを(財)大阪府青少年活動財団が管理・運営(収支差補助)	施設稼働率が高水準であるにもかかわらず、収支のバランスが保てない現状を踏まえ、近隣ユースホステルとの利用料金の差に着目し、収支不均衡を縮小する	⑨ 5,000 ⑩ 5,000 ⑪ 5,000	5,000 5,000 5,000
国民健康保険事業補助金(特別助成分)	625,000 (190,000)	国保会計の健全のため、収納率向上等に努める団体に助成する(一般助成と特別助成がある)	国民健康保険事業への支援のあり方について再検討を行うとともに、特別助成については、事業効果等を踏まえ廃止する。	⑨ 190,000 ⑩ 190,000 ⑪ 190,000	190,000 190,000 190,000
民間社会福祉施設従事者給与改善費	3,668,928	国の措置費体系の民間社会福祉施設に従事する措置費対象職員及び府が認めた単独加配職員を対象に、府職員並みに格付けした給与と措置費の差額を補助する。	今後の施設の安定的な運営に資するため、時代に即した制度のあり方について検討を行う。	未定	未定
民間社会福祉施設整備促進事業	3,361,928	社会福祉施設の整備促進を図るため、府独自の単価を設定し、国基準額との差額の3/4を補助する。 (大阪市、堺市は対象外)	制度創設時から建設単価が下落していることをふまえ、実勢単価に見合った補助単価の設定を行う。(整備中の施設等については経過措置を設ける。)	⑨ 608,639 ⑩ 608,639 ⑪ 608,639	608,639 608,639 608,639
老人保健施設整備事業	2,369,980	老人保健施設の整備促進を図るため府独自の単独補助を行う。 (整備内容により、62,000千円～82,000千円の定額補助)	建設単価の下落等をふまえ、定額補助に調整率を乗ずる、暫定措置を講ずる。 (整備中の施設等については経過措置を設ける。)	⑨ 274,560 ⑩ 274,560 ⑪ 274,560	274,560 274,560 274,560
老人医療費公費負担事業(単独)	29,837,174	老人に対し、医療費の本人負担分を助成し、健康の保持・福祉の増進を図る。 ①65～69歳の医療費助成 ②一部負担金の助成等	少子・高齢社会に対応する今後の総合的な施策を確立し、高齢化の進展、制度発足時からの高齢者を取り巻く社会経済情勢の変化並びに国における医療保険等関連制度の動向を踏まえ、所得制限や一部負担金助成などの制度について検討する。	未定	未定
児童用採暖費補助金	50,656	児童の処遇の改善を目的として措置費に含まれる採暖費について府独自に加算を行う。	児童用採暖費補助金については、措置費の充実等に伴い、廃止する。	⑨ 50,656 ⑩ 50,656 ⑪ 50,656	50,656 50,656 50,656
老人保健事業健康診査管理指導事業	7,210	市町村実施の健康診査を評価・把握し専門的見地から指導するための基礎調査及び検診機関従事者を対象とした資質向上のための講習会開催	昭和58年度から市町村の老人健康診査事業が円滑に実施されるよう、検診従事者を対象に講習会を開催してきたが、当初の目的は一定達成されたことから事業の一部見直しを行う	⑨ 1,545 ⑩ 1,545 ⑪ 1,545	1,545 1,545 1,545
成人病予防啓発事業	1,378	成人病についての正しい予防知識の啓発普及を図るため広報資料等配付及び講演会等開催	成人病の正しい予防知識の普及啓発を一層効果的にすすめるため、健康意識の高揚等幅広い普及啓発事業を行う健康づくり府民フォーラムなどと一体的な施策の展開を図る	⑨ 1,378 ⑩ 1,378 ⑪ 1,378	1,378 1,378 1,378

事業名	8年度当初予算額(千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額	
				(千円)	うち一般財源
病院事業会計繰出金	19,426,368	<p>地方公営企業法第17条の2により、</p> <p>①その性質上地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費</p> <p>②地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお客観的に困難であると認められる経費</p> <p>については、一般会計又は他の特別会計において負担する。</p> <p>昭和50年度までは、収支差繰出を行っていたが、昭和51年度より同法及び自治省通知に準じた繰出基準を設定し、各病院の経営状況に配慮しつつ、概ね5年毎に基準の見直しを行ってきた。</p>	<p>病院事業会計は年々収支状況が悪化しており、平成7年度で初めて不良債務が発生するなど、このまま推移すれば起債制限という事態に直面することが懸念されることから、早急に事務全般の点検を行い、具体的な改善方策を内容とする経営改善計画を取りまとめる。</p> <p>また、現在の診療報酬体系における看護料収入が低水準に抑えられており、本府の看護婦の給与水準の実態とは、大きく乖離していることから、診療報酬体系の見直しを国に強く要望する。</p> <p>上記の方策を踏まえた上で、現行繰出基準の見直しを検討するが、繰出金の財源手当については、現状では実繰出額に対する交付税措置が不十分であることから、的確に交付税が算定されるよう国に働きかける。</p>	未定	未定
商業近代化推進事業	104,880	<p>①商店街等の行うアーケード、冷房施設等の設置に対する助成</p> <p>②商店街等の行うアーケード、街路灯等の維持管理事業に対し大阪府商業協同組合連合会等を通じて助成(環境整備施設維持管理推進事業補助金)</p> <p>《府単独事業》</p>	<p>商店街の組織化と商業環境の整備を促進するため、商店街の行うアーケード、街路灯等の維持管理事業に対し助成しているが、大店法の規制緩和等による経営環境の変化に対応する施策を検討することとし、当事業については平成9年度中に見直しを行う。</p>	<p>⑨ 0</p> <p>⑩ 34,000</p> <p>⑪ 34,000</p>	<p>0</p> <p>34,000</p> <p>34,000</p>
都市農業振興事業費	96,530	<p>都市化の進展と調和した農業の育成や効率的かつ安定的な農業経営体の育成等を図るため、生産基盤の施設整備を行う市町村等に対し補助を行う。</p>	<p>他府県との事業水準比較において、類似4県の平均を上回っている分について事業費の削減を図る。</p> <p>※生産緑地分を除いて比較。</p>	<p>⑨ 12,500</p> <p>⑩ 12,500</p> <p>⑪ 12,500</p>	<p>12,500</p> <p>12,500</p> <p>12,500</p>
畜産経営環境整備事業	38,136	<p>畜産経営に起因する公害を防止するための施設整備を行う農業者集団等に対し、市町村を通じ補助を行う。</p>	<p>施設整備により生成される成果物を販売でき、事業者に一定の収入が見込める土地還元施設整備事業について、補助率の引下げを行う。</p>	<p>⑨ 6,300</p> <p>⑩ 6,300</p> <p>⑪ 6,300</p>	<p>6,300</p> <p>6,300</p> <p>6,300</p>
緑化樹養成配付事業費	221,143	<p>公共施設、民間施設の管理者や住民らが、自主的に協同して行う緑化に対して、樹木を配付し身近な緑の創出と緑化意識の普及啓発を図る。</p>	<p>公共施設については、本来、施設管理者の自主的取組みに委ねるべきであり、民間施設分を中心とした事業となるよう公共施設分については、教育・福祉施設等を除き、縮小する。</p> <p>※見直し対象：公園緑地、道路</p>	<p>⑨ 19,990</p> <p>⑩ 27,851</p> <p>⑪ 27,851</p>	<p>19,990</p> <p>27,851</p> <p>27,851</p>

事業名	8年度 当初予算額 (千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額	
				(千円)	うち 一般財源
緑化支援隊 事業費	48,750	公共施設、民間施設の緑化支援のため、緑化計画の作成、土壌改良植栽、保育管理指導までを行う。 公共施設は一般財源、民間施設はみどり基金利子を財源とする。	公共施設については、本来、施設管理者の自主的取組みに委ねるべきであり、民間施設分を中心とした事業となるよう公共施設分について、教育・福祉施設等を除き、縮小する。また、施設管理者に追加負担を求める。	⑨ 6,875 ⑩ 6,875 ⑪ 6,875	6,875 6,875 6,875
オアシス構想 推進事業費 (府単)	169,610	ため池の農業用施設としての機能を活かしつつ、府民の憩いの場として水辺環境施設整備を行う。	単年度あたりの事業箇所を3か所から2か所に絞り込むなどにより、事業費を抑制する。	⑨ 55,600 ⑩ 55,600 ⑪ 55,600	55,600 55,600 55,600
こまわり産地野菜 価格安定事業	1,107	作付面積の小さい産地における農家の安定経営、産地の育成を図るため、府内の小規模産地から出荷された野菜価格が一定基準より低落した場合に補給金を交付する。	単価の設定方法を見直すとともに、府負担割合の高い地場野菜需給安定事業を当該事業に統合し、府負担額の削減を図る。 こまわり産地野菜価格安定事業について1産地1品目 事業費100万円の採択基準の緩和を検討する。	⑨ 40 ⑩ 未定 ⑪ 未定	40 未定 未定
野菜価格安定 緊急対策事業費	2,587 債務負担行為 ⑧~⑩ 87,816	キャベツ、玉ねぎ、白菜、大根について、主産地における生産出荷状況等の情報収集を行いながら、価格が著しく高騰しているとき、またはその恐れが高いときに廉価販売を実施する。	安価な野菜を府民に供給することにより、一時的な価格抑制効果はあるが、価格高騰の直接原因である供給不足を解決するものではないことから本事業は廃止する。	⑨ 2,587 ⑩ 2,587 ⑪ 2,587 債務負担行為 ⑧~⑩87,816	⑨ 2,587 ⑩ 2,587 ⑪ 2,587 87,816
勤労者住宅資金 融資促進費	5,538	住宅生協の住宅を購入するに当たり、その購入資金を労働金庫から借り入れる場合、年2%の利子補給を3年間行う。	現下の低金利状況を勘案し、本制度については、新規申込みの受付を当面の間停止する。	⑨ 1,116 ⑩ 2,232 ⑪ 3,348	1,116 2,232 3,348
労働金庫貸付金	2,000,000	労働金庫に資金を貸付け、その資金を基に、勤労者に生活資金等を貸し付ける。	金融機関の信用秩序維持の国による一元的な指導監督という観点から、労働金庫の広域合併の動きを見通しつつ現行の支援制度の見直しを行う。 当面、勤労者への融資内容や金利情勢等を勘案し、適正な貸付条件の設定を行う。	未定	未定
高齢者・パート の職業相談事業 等	125,093	高齢者職業相談室の設置運営（主要ターミナル7か所） 高齢者職業情報総合システムの運営 ミートバクの運営（5か所）	国と地方の役割分担を踏まえつつ、高齢者、女性雇用に関する職業相談、情報提供体制のあり方を見直す。 とりわけ、高齢者相談室及びミートバクの効果的な設置場所について、見直しを行うとともに、ミートバクについては、国設置のミートバクに位置付けられるよう国に働きかけを行う。	未定	未定

事業名	8年度 当初予算額 (千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額	
				(千円)	うち 一般財源
大阪市バス車両 購入費補助金	50,000	大阪市域外を運行する系統の 路線バスに対する、その車両購 入の一部についての補助金	他府県において、政令指定都市が行っ ている同種の事業に対し、補助を行って いる事例がないことから廃止する。	⑨ 50,000 ⑩ 50,000 ⑪ 50,000	50,000 50,000 50,000
流域下水道維持 操作費補助金	3,475,481	下水道一部事務組合への施設 維持操作経費に対する補助金 (汚水処理分(10万㎡/以上))	他府県と比べてその必要経費の水準は 低く、補助金の一部(汚水処理分)を廃 止したとしても使用料で十分賄える金額 であるため、従来、13年度迄の経過措置 を11年度迄に前倒して廃止する。	⑨ 0 ⑩ 0 ⑪ 280,343	0 0 280,343
緑住タウン 支援事業	104,052	市街化区域内農地の計画的な整 備を促進するため、道路整備や 計画策定等に対して補助を行う	宅地化農地の計画的な整備に対する補 助については、一定の誘導効果を上げて きたことから、補助対象基準の見直しを 行う。	⑨ 21,667 ⑩ 21,667 ⑪ 21,667	21,667 21,667 21,667
特定賃貸住宅 建設資金等助成 事業	8,191,287	居住環境の向上を図るため、賃 貸共同住宅を建設する者に対し 低利融資の斡旋を行う	昭和48年の事業創設以来一定の成果を 上げてきたことから、一般分及び優良分 についてはこれを縮小するとともに、よ り公共目的性の高い高齢者対応分等の充 実を行う。	⑨ 0 ⑩ 109,000 ⑪ 486,000	0 8,000 43,000
不良住宅地区 改善事業 (一般分)	125,000	住環境の向上を図るため、市町 村が行う住宅地区改良事業に対 して補助を行う	各市町村の財政力や住宅環境等を勘案 し、よりきめ細かな補助制度への転換を 行う。	⑨ 50,000 ⑩ 50,000 ⑪ 50,000	50,000 50,000 50,000
府営住宅 環境改善事業	73,207	公営住宅建設基準に満たない集 会所の増築整備、公共下水道の 設置に伴う放流切替え工事を行 う	集会所増築事業については、府営住宅 入居者数金の運用益を活用した事業展開 に移行する。	⑨ 0 ⑩ 0 ⑪ 0	1,871 1,871 1,871
水道事業補助 出資金 (水道事業会計 への繰出金)	12,138,100	1 補助金 5,345,048 琵琶湖開発事業割賦負担金に 対する助成等 (うち府独自補助) 生活用水優遇補助 931,306 排水処理補助 1,108,996 2 出資金 6,793,052 広域化対策・高度浄水施設整 備・水源開発施設整備事業に 対する出資等	琵琶湖割賦負担金の繰上償還による利 息軽減をはじめとする内部経営努力を行 うことにより、当面、一般会計のシー リングに準じ、補助金を抑制する。 また、国における地方公営企業に対す る公的助成のあり方についての見直しの 動向等も踏まえ、受益者負担と公的助成 制度の枠組みや水道料金のあり方等につ いて検討を行う。	⑨ 310,000 ⑩ 310,000 ⑪ 310,000	310,000 310,000 310,000
大規模交番の 建替	651,719	犯罪の凶暴化や多発化などに よる、通常の交番では対応できな い特殊事情から、大規模な交番 を設置し、これに対処する。	平成8年度に予算化した水上警察泉州 警備派出所、戒橋交番を除き平成11年度 までは大規模交番建替工事は凍結する。	⑨ 434,207 ⑩ 651,719 ⑪ 651,719	131,207 195,419 195,419
待機宿舎整備	243,066	単身寮、世帯用を含め府内に65 ヶ所に分散しており、老朽化が 激しい宿舎もあり計画的な建替 えを実施する。	家賃負担額の引き上げ、国庫の導入、 宿舎統合により発生する不用地の売却な どの建替え財源の確保を含め、その整備 の在り方を検討する。	未定	未定

事業名	8年度 当初予算額 (千円)	事業概要	見直しの内容	見直し額	
				(千円)	うち 一般財源
警察庁舎 維持管理			機密保持等警察特有の状況を考慮しつつ、庁舎清掃、用務員業務等について、条件が整ったものから外部委託等を進める。	未定	未定
外国青年(英語 指導助手)招致 事業(中学分)	222,323	JETプログラムにより招致したAET(41人)を教育振興センターに配置し、指導を希望する管内中学校に派遣。	市町村配置分については、普通交付税で措置がされることから、市町村の自主的配置を促すこととし、府配置分については段階的に廃止。	⑨ 37,054 ⑩ 111,162 ⑪ 185,270	36,865 110,595 184,332
地域社会教育活動 振興費補助金	67,000	市町村における社会教育活動の振興に資する事業に対する補助。 (生涯学習、学習機会拡充等) ※府単分 1/2補助	生涯学習事業に係る市町村との役割分担をふまえ、零細かつ事業効果の乏しい補助メニューを廃止する。	⑨ 36,560 ⑩ 36,560 ⑪ 38,560	36,560 36,560 38,560
公立スポーツ 施設整備費補助 金	139,000	市町村が国庫補助を受けて建設する特定の体育施設建設事業に対する補助。 ※面積に応じた定額補助	もっぱら、地域限定的体育施設整備に対する定額補助となっており、設置促進効果が乏しいことから廃止する。	⑨ 73,000 ⑩ 73,000 ⑪ 73,000 (過去10カ年の平均)	73,000 73,000 73,000
社会教育施設 整備費補助金	75,000	公民館、図書館等、市町村が国庫の補助をうけて行う社会教育の拠点施設整備事業に対する補助。 ※面積に応じた定額補助	もっぱら、地域限定的社会教育施設整備に対する定額補助となっており、設置促進効果が乏しいことから廃止する。	⑨ 100,000 ⑩ 100,000 ⑪ 100,000 (過去10カ年の平均)	100,000 100,000 100,000
合 計				⑨ 3,985,217 ⑩ 5,961,419 ⑪ 7,636,858	3,591,070 5,198,322 6,447,254
				17,583,494	15,236,646

(3) シーリング等について

その他の施策についても、各行政分野ごとに施策の再精査を促すとともに、歳出削減をすすめるため、平成9年度の予算編成にあたっては、以下のシーリング等を実施する。

なお、10年度以降についても、シーリングを有効に活用できるよう検討していく。

[シーリング]

- ① 義務的経費 所要額
- ② 国庫補助事業 認証見込額。但し、超過負担分は平成8年度当初予算額の90%の範囲内
- ③ 単独事業（一般施策・補助金を含む）
..... 原則として平成8年度当初予算額の90%の範囲内

(例 外) ・府民の安全を守ることを直接の目的とする次のような事業は、平成8年度当初予算額の範囲内

- ・交通安全施設維持管理経費、医療経費、環境監視装置経費 等
- ・法令に基づく監視・取締り経費
- ・国の制度により、対象、回数等が義務づけられている検診事業
- ・弱者の自立を支援する補助事業（前年単価×所要数）
- ・収支見通し上の個別積み上げ事業（個別検討）
- ・扶助費に準ずるもの
- ・償還補助・利子補給に係る補助金（所要額）
- ・新設施設の維持・運営費（所要額）
- ・法令・条例により、支出額の確定する経費（所要額）
- ・施設の躯体保全に係る大規模改修（平成8年度当初予算額の範囲内）

等

- ④ 単独事業（建設事業・補助金を含む）
..... 府債発行額を3,000億円程度に抑制するため、原則として平成8年度当初予算額の70%の範囲内

(例 外) ・収支見通し上の個別積み上げ事業（個別検討）

等

- ⑤ 施設運営委託料 上記の区分どおり

〔その他〕

- ① 新規事業は、既存事業の徹底的な見直しを前提とする。
- ② 既存施策の水準アップは、一般財源の増加を伴わないことを原則とする。
- ③ 会議接待費については、平成8年度当初予算額から30%削減する。
- ④ 周年事業・記念事業については、実施しない。
- ⑤ 海外出張旅費については、府主催以外の海外事情視察への参加は見合わせる。

3 府債活用のあり方

(1) 府債発行の適正化

府債の発行については、ここ数年にわたる大量発行により公債費の増嵩が見込まれるため、将来の財政運営への影響を考慮し、発行量の適正化に努めるとともに、より低利資金の導入を図るなど、借入コストの節減に努める必要がある。

このため、将来の財政運営の機動性を損なわないよう、今後の公債費の動向を見通しながら、計画的な府債の発行に努めるとともに、民間から資金を借り入れる際に必要となる諸手数料の引き下げについて引受シンジケート団に対し要請を行い、借入コストの節減に努力する。また、証書による個別金融機関からの借り入れなど、資金調達が多様化を検討する。

(2) 減債基金のあり方

平成4年度から導入している満期一括償還方式による民間借入資金の元金の一括償還が平成14年度から始まるが、償還時の公債費負担に備えるため、毎年度、借入元金の6%相当額について、減債基金への計画的な積立てを行う必要がある。

本府基金条例に定める減債基金は、将来の府債の償還に充てる財源を計画的に積み立てる「減債基金」と財政の健全な運営に資するために年度間の財源の不均衡を調整する「財政調整基金」の役割を兼ねているが、今後の財政運営を適切に行うためには、府債の償還財源のために積み立てた基金のより一層の適正管理が不可欠である。

このため、減債基金の位置づけの明確化を図るため、現行の減債基金を府債の償還財源に充てる減債基金と年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金に分離して設置することについて検討を行う。

(参考)

減債基金への所要積立額

(単位：億円)

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
所要積立額	102	289	627	914	1,086	1,206	1,312	1,322	1,205

注：当該所要額は、一定の仮定（平成8年度府債発行額は当初予算ベース、平成9年度以降の発行額は年間3,000億円）のもとに試算したものである。

4 主要プロジェクトの取り扱い

主要プロジェクトについては、府民福祉の向上と大阪の発展のために重要な役割を果たすものであるが、府財政が深刻な状況にあることから、平成8年度当初予算編成に際し、大阪府行政改革大綱に示された観点に基づき以下のとおり取り扱うこととしたところである。

先に示したように、府財政は今後とも引き続き極めて厳しい状況にあることから、当面、この方針に基づいて進めるものとするが、行政改革期間中（平成7～9年度）、事業の推進又は着工を見合わせることにしたプロジェクトの同期間後の取り扱いについては、平成10年度当初予算編成にとりかかる平成9年秋頃を目途に、その時点での財政状況や整備条件等を勘案し、判断することとする。

(参考) <主要な施設整備に関するプロジェクト>

① 平成7年度時点で、基本構想・基本計画策定段階であったもの

○ 行政改革期間中、事業の推進を見合わせるもの

- | | | |
|--------------|-----------|-------------|
| ・芸術系大学 | ・新規青少年施設 | ・ゆとりセンター |
| ・高校テクノセンター | ・環境科学センター | ・現代芸術文化センター |
| ・南河内拠点スポーツ施設 | | |

○ 施設の老朽化、府民の生命・安全を守る等の観点から、事業の推進に向け、予算措置を講じるもの

- | | | |
|---------------|---------|--------|
| ・地域防災拠点施設 | ・吹田養護学校 | ・庁舎警察棟 |
| ・夕陽丘女子高等技術専門校 | ・泉南病院 | |

② 平成7年度時点で、実施設計段階であったもの

○ 庁舎行政棟・議会棟については、行政改革期間中、着工を見合わせる。

○ 健康科学センター・成人病センター研究所、狭山池ダム資料館については、着工時期を概ね1年程度延期する。

○ 国際会議場については、平成8年度に着工するが、総事業費を抑制するとともに、大阪市・経済界の協力を得て、健全な運営のための体制を確保する。

○ 子どもの城については、平成8年度に着工するが、開館時期を平成11年度とする。

○ 中河内救命救急センターについては、府民の生命・安全を守る観点から、予定どおり平成8年度に着工する。

<面的開発プロジェクト・鉄道網整備>

行政改革大綱で示された面的開発プロジェクト・鉄道網整備については、需要の見極めと採算性の確保等の観点から、事業主体である出資法人の経営健全化と併せ、次のような方針で事業の点検及び見直しを行う。

事業名		検討方針
南大阪湾岸整備事業 (りんくうタウン)		採算性の確保を図るため、事業費の精査を行うとともに、まちづくりの推進に向け、分譲企業の建築物に関する基準を定めた「設計マニュアル」の見直しや土地利用のあり方の検討を行う。
国際文化公園都市		拠点施設の誘致と企業分譲の見通しを踏まえた事業の採算性を見極め、土地利用計画の具体化を図る。
コスモ ポリス計画	和泉	採算性を確保しうよう適正な分譲単価を設定し、企業分譲をすすめる。
	泉佐野	新たな土地利用方策の具体化(公園的土地利用等)に向け、関係者間での調整をすすめ、経済環境の変化に対応した事業計画の抜本的見直しを行う。
	岸和田	収支見通し等の分析を行い、採算性を確保しうる事業方策について検討をすすめる。
水と緑の健康都市		土地区画整理事業の事業認可に向け、余野川ダム整備とのスケジュール調整をすすめるとともに、全体事業費の精査を行う。特に、住宅需要・地価動向を見極め、宅地開発としての採算性の確保を図る。
津田サイエンスヒルズ		事業費の抑制に努めるとともに、採算性を見極め、適正な分譲単価を設定し分譲をすすめる。
南河内・健康 ふれあいの郷		開発条件等のトータルな事業環境を踏まえつつ、採算性を見極め、整備のすすめ方について検討する。
都心型新産業育成 拠点開発推進費 (コサホテル地区整備)		ホテル経営の民営移行に向け、ホテル事業収支の見通しを精査しつつ、関係者間での調整をすすめる。地区全体の整備については、今後の経済環境等の動向を見極めたうえで、検討する。
大阪モルール 南々伸 (門真以南)		沿線地域整備の見通しと事業費の低廉化の可能性、外環状線鉄道との競合問題の分析などを踏まえ、需要と採算性を見極める。

VI 地方税財政制度の改革に向けた取り組み

今後の地方税財政制度のあり方に関し、以下の内容のとおり国に対しての要望を行う。

1 地方税制

(1) 地方分権にふさわしい地方税制の確立

地方分権の推進に伴い、権限の移譲に見合った財源配分はもとより、地方の自主・自立を促す自主財源として、地方税の充実・拡充が必要である。

地方税源の充実に当たっては、所得税（一部）から住民税への移譲、消費税（地方消費税）やたばこ税の地方への配分割合を高めるべきである。

(2) 法人課税の充実

法人所得課税の地方への配分割合を引き上げる措置とともに、法人事業税につき事業の規模を的確に表す外形標準課税を、激変緩和や中小法人の税負担に配慮しつつ導入するなど、安定性を高めるための所要の措置を講ずる必要がある。

(3) 非課税等特別措置の見直し

非課税等特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無等の観点から十分吟味し、整理合理化するとともに、国の租税特別措置によって地方税が自動的に減収をきたすことのないよう措置する必要がある。特に、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置について、廃止すべきである。

2 地方交付税制度

(1) 地方財政計画の充実と地方交付税総額の拡充

地方公共団体が、地方分権時代にふさわしい地域ニーズに沿った行財政運営を進めていくためには、地方公共団体の役割に対応した財源が保障されなければならない。そのためには、地方公共団体の実情、その役割を十分に踏まえた地方財政計画の策定と、地方交付税総額の充実等が必要である。

なお、地方交付税は、国税5税の一定割合が法定化（地方交付税率）されることにより、その財源が保障されているが、近年、地方交付税率に基づく額と地方財政計画上の地方交付税必要額とに大幅な乖離が生じていることを踏まえ、地方交付税率の引き上げ等、地方交付税総額の確保が図られなければならない。

(2) 地方交付税制度の改善

基準財政需要額は、測定単位と単位費用を基本として算定されているが、各地方公共団体の需要特性等を反映させるための各種の補正措置が講じられている。大阪府の基準財政需要額は、先に指摘したように、例えば、都市地域を流れる河川故に増高する河川の維持管理費や教育費など、大都市圏特有の財政需要が基準財政需要額を上回っている。

したがって、人口集中地域の状況等を踏まえた河川費の補正措置による割増や、教職員等の人件費における年齢構成差の補正措置をはじめ、大都市圏特有の財政需要が基準財政需要額に適切に算定される措置が講じられる必要がある。

3 国庫補助負担金について

(1) 財政力による国庫負担金等の削減

これまで本府は、地方交付税上の財源超過団体や財政力指数が1.0を上回る団体であることを理由に富裕団体と見なされ義務教育費国庫負担金の減額措置、地方道路譲与税の譲与制限措置等により、多額の国庫補助負担金がカットされてきた。

特に交付税の交付団体に移行した平成5年度以降においても、すでにみたように多額の国庫補助負担金のカットが行われてきており、とりわけ、国庫支出金のなかでも義務教育費のような国庫負担金は、法令による国と地方の負担区分に基づいて国庫が負担するものであるから、これについて、地方公共団体の財政力等を理由として差等を設け、多額の負担を地方に転嫁することは、国と地方の財政秩序を乱すこととなる。

国と地方との機能分担を明確にするとともに適正な財政秩序が確立されるようにという観点から、今後とも地方公共団体に新たな財政負担を転嫁することがあってはならない。

(2) 国庫補助金の一般財源化

国庫支出金の一般財源化は、従来、交付税において措置するという形を通じて行われてきたが、これまで普通交付税上の不交付団体であった本府にとって、こうした一般財源化は単に国庫支出金の削減と自主財源の持ち出しの効果しか生じず、このことは即ち、本府の財政負担を増加させるということであった。

特に、国の平成8年度当初予算編成においては、義務教育費国庫負担金のうち事務・栄養職員給与費の一般財源化や共済長期給付の負担率引下げなどの動きがあったところであり、またティームティーチングのために配置される教員の給与負担金の一般財源化についても検討されているが、このような国の責任において負担すべき財源についてまで安易に一般財源化すべきではない。

一方、国庫補助負担金のうち、本来地方公共団体の自主的な対応に委ねることが適切な分野に係るものを廃止する場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないよう相当額の地方一般財源を増加させる措置を講じなければならない。

国はこれまで地方一般財源を増加させる方策については、地方交付税で措置するという方法を通常採ってきたが、地方分権を推進するという観点に立つならば、第一義的には、自主財源である地方税の充実強化による財源措置を講じるべきである。

(3) 国庫補助負担金の超過負担

国庫補助負担事業に伴う超過負担は、地方公共団体の単独事業として実施せざるを得ない。

しかしながら、このような形で国庫補助事業を実施することは結局のところ、地方公共団体が本来的な単独事業を実施するにあたっての制約要件ともなっている。

このような実情を踏まえて、従来から特に問題があるとされている国庫補助負担金については、自治・大蔵及び各省庁による実態調査を行い、それに基づき超過負担の解消を図りつつあるが、補助単価が実情に比べてなお不十分な状況にあり、全面的な解消にはほど遠い状況にある。

このため、実情に即した国庫補助基準に改め、超過負担が全面的に解消されるべきである。

4 地方債制度の改善

政府資金及び公庫資金については、既発債の借換制度の拡充が図られるべきである。

また、今後の借り入れについても、借入利率の引下げをはじめ借入条件の改善など、地方債制度の運用に関する改善措置が講じられる必要がある。

